

# 清掃のあらかまし 2025



川口市 環境部

# 環境部のしごと

- 市内の、主として家庭から排出されるごみやし尿を、適正に処理すること
- ごみの発生と排出の抑制、再生利用（再利用・資源化）の推進、広報・普及、啓発
- 一般廃棄物の排出者に対する規制・指導
- 一般廃棄物処理業の許可・指導等
- 産業廃棄物の排出者に対する規制・指導
- 産業廃棄物処理業の許可・規制等
- 犬・猫などの小動物死体の処理
- ごみの散乱防止と不法投棄防止対策
- 環境保全・公害に関する指導・相談
- 生物多様性の保全と啓発

## ごみの分別ガイド

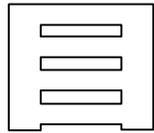
スマートフォンをはじめとするインターネットに接続できる電子機器から、日本語、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、トルコ語の9言語で「川口市家庭ごみの分け方・出し方」についての情報を手軽に知ることができる Web ページを公開しています。（スマートフォン以外の携帯電話から見る場合は、日本語と英語のみとなります。）ご利用される場合は、下記の URL にアクセスするか、二次元コードを読み取ってご利用ください。  
※通信料については、ご利用者の負担となります。

URL <http://kawaguchi-gomimaru.jp>



二次元コード

※四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合があります。



# 次

1. はじめに	1
川口市のごみの今とこれから	
3R（スリーアール）を知っていますか	
2. ごみ減量化推進のために	2
資源循環型社会の構築を目指して	
食品ロスの削減について	
脱プラスチックに向けた取り組みについて	
川口市クリーン推進員制度	3
エコリサイクル推進事業所登録制度について	
環境への取り組みについて	
グリーン購入の推進について	
生ごみ処理容器の購入支援制度について	
3R 推進活動等助成事業	4
資源回収団体助成事業	
3. 広報・普及活動	5
PRESS530の発行	
処理施設などの見学	
ビデオ・DVDの貸し出し	
リサイクルプラザ啓発施設の運営	
環境教育	
各種イベント等	
外国語版冊子の作成	
リサイクルプラザ	6
4. ごみの分け方と出し方	7
ごみを出す前に	
なぜ、ごみを分別する必要があるのでしょうか	
ごみ袋について	
ごみを出すのは当日の朝8時30分まで	
収集日の見方	
事業系ごみはごみステーションに出せません	
家庭ごみの分け方・出し方	8
自己搬入について	9
粗大ごみについて	
粗大ごみの収集申し込み方法	10
市では収集できない品目について	11
資源物の分別回収	13
容器包装リサイクル法に基づいた再商品化	16

5. ごみ量の推移	17
6. ごみ組成の変化	18
7. 熱エネルギーの有効利用	19
余熱利用発電	
余熱利用施設	
8. 環境保全対策	20
ダイオキシン類対策	
ダイオキシン類の削減に向けて	
焼却炉の規制について	
野外焼却の禁止について	
9. 散乱防止と不法投棄防止対策	21
川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例	
川口市まち美化促進プログラム	
不法投棄防止対策	
不法投棄に関する連絡先	
路上喫煙の防止等に関する条例	
10. し尿の処理	22
11. 施設概要	23
12. こんなこと、こんなときは	25
多量ごみについて	
事業用建築物の建設に際して	
集団資源回収助成金について	
犬・猫などの小動物死体について	
一般ごみ、資源物ステーションの設置等について	
開発事業、共同住宅等の一般廃棄物等保管場所設置について	
浄化槽について	
リサイクルショップ	
し尿の汲み取りについて	26
ふれあい収集について	
携帯電話の拠点回収について	
資源物の持ち去りについて	
あき地の適正な管理について	
環境月間と3R推進月間のイベントについて	
小型家電リサイクル法への対応について	
13. 決算	27
14. 予算	28
15. 清掃事業の歴史	29
16. 環境部の役割分担	31
環境部組織	32
17. 施設配置図	33

# 1 はじめに

## 川口市のごみの今とこれから

川口市では、令和2年3月に策定した「第7次川口市一般廃棄物処理基本計画」において、平成30年度に826gであった1人1日あたりのごみ排出量を、令和11年度までに760g以下に減らす目標を設定しています。

令和6年度のごみの排出量は163,498t、1人1日あたり737gとなり、目標は達成しましたが、引き続き、ごみの発生量の抑制・減量化、再使用に係る取り組みを継続、拡充し、市民・事業者の協力を促すことが必要です。

## 3R（スリーアール）を知っていますか

**3R（スリーアール）とは、ごみを減らす3つのキーワードです。**

- ①資源の無駄遣いをなくしてごみを減らす Reduce（リデュース）
- ②使えるものを再使用する Reuse（リユース）
- ③資源として再び利用する Recycle（リサイクル）

これら3つの言葉の頭文字の「R」をとったものを3R（スリーアール）といいます。

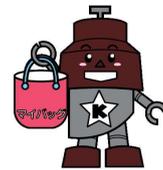


### 1. Reduce（リデュース）

一番大切なR

ごみを出さないことが大切です

- ・買い物袋（マイバック）を持参する
- ・必要なものを必要な量だけ買う
- ・食品ロスを出さない



川口市マスコット  
「きゅぼらん」

### 2. Reuse（リユース）

二番目に大切なR

ものを繰り返し使いましょう

- ・修理して使う
- ・繰り返し使えるものを選ぶ
- ・リサイクルショップを利用する



### 3. Recycle（リサイクル）

三番目に大切なR

資源として再利用しましょう

- ・資源物を正しく分別する
- ・地域の集団資源回収に参加する
- ・リサイクルされた製品を選ぶ



大量にものをつくり、使い捨てる社会に代わり、石油などの天然資源の使用を抑え資源循環型社会を達成するために3Rは不可欠です。

この中で一番大切なことは、①Reduce（リデュース：発生抑制）です。すぐにごみになるようなものをつくらない、買わないことにより、ごみ自体を発生させないことが最優先です。

二番目に大切なことは、②Reuse（リユース：再使用）です。ものを繰り返し何度も使うことで、貴重な資源を最後まで有効利用できます。また、リサイクルに比べ新しい天然資源を使わずに済みます。

最後が、③Recycle（リサイクル：再生利用）です。これは使えなくなったものを原料として他のものにつくり変えることです。しかし、リサイクルは良いことばかりではありません。原料から他のものにつくり変えるときには、石油などの天然資源を使わなければなりません。そのため、①ごみを発生させない、②ものを再使用する、ということを優先し、リサイクルの割合を減らすことが大切です。なお、最終的に出されたごみは焼却処理で熱エネルギーとなり、発電や給湯として活用（熱リサイクル）されます。焼却できないもの、焼却して残った利用できないものは最終処分場に埋め立てることになります。

狭い日本でごみを埋め立てるための場所を確保することは簡単ではありません。また、ごみを処理するには多くのお金と人手がかかります。一人ひとりが3Rを実行して、できるだけごみを減らしていきましょう。

## 2 ごみ減量化推進のために

### ごみ減量化への取り組み

#### 資源循環型社会の構築を目指して

大量消費社会から資源循環型社会へ移行するため、国は平成13年に「循環型社会形成推進基本法」を施行し、その中でごみの発生を抑え、資源を繰り返し使い、適正な処分を行うための基本原則を定めました。

次いで、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法などの関連法令を施行、令和4年には、「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。これらの法令は、廃棄物の再生利用や再資源化などを進めることで新たな資源投入を抑え、資源循環型社会の構築を目指しています。

川口市では、「第7次一般廃棄物処理基本計画」において、「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を目指すべき将来像としました。これは市民・事業者・市の協働で、より良い環境づくりに取り組む意思を込めて定めたものです。

この実現のため、時代の要請に対応した、戸塚環境センターおよび朝日環境センターの施設の建て替えなど、本市はさらなる進化を続けていきます。市民・事業者のみなさんの一層のご理解、ご協力をお願いします。

(問い合わせ) 資源循環課

#### 食品ロスの削減について

食べることができるのに廃棄されてしまう食品を「食品ロス」といいます。日本では年間472万トン(令和4年度推計※1)の食品ロスが発生しており、国民1人につき1日あたり約103グラム※1の食べ物が捨てられていることとなります。

川口市では、この食品ロスを削減するため、作成した啓発用パンフレットを活用し、周知・啓発に努めています。

また、賞味及び消費期限にまだ余裕があるもので、自分で消費することができず不要となった食材をごみとして廃棄するのではなく、必要とする方へお渡しする「フードドライブ」という活動を実施しています。令和6年度は市内公民館(15箇所)で実施いたしました。令和7年度は、昨年度と異なる市内16箇所にて実施する予定です。

#### ◆家庭から出る1人1日あたりの食品ロス量※2

年度 (g/人・日)	令和元年度	令和6年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)
川口市	78	63	48
全国平均	63		

※1 参考：農林水産省資料「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」

※2 参考：第7次川口市一般廃棄物処理基本計画

(問い合わせ) 資源循環課

#### 脱プラスチックに向けた取り組みについて

近年、自然界に放出されたプラスチック製品が、紫外線や波で劣化し、破砕・細分化され、マイクロプラスチックとなって海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。

川口市では、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先進的に取り組んできました。一方で、啓発用品・記念品等として、年間20万点を超える製品を配布しています。

そこで、市民のみなさんに脱プラスチックに向けた認識を深めていただくため、市が率先して下記事業に取り組んでいます。

#### ＜令和元年度からの川口市の取り組み内容＞

- ①本市が提供するうちわは、プラスチック製から竹、木、紙製等に切り替える
- ②本市が関係(主催・共催・後援等)するイベント等では、プラスチック製うちわの提供を自粛するように、出展者に協力を求める
- ③本市が提供する啓発用品や記念品等は、代替が利かないプラスチック製品を除き、プラスチック製品の使用を極力抑制する
- ④職員は、マイバッグ、マイカップ、マイスプーン等を使用して、脱プラスチックに率先して取り組む

(問い合わせ) 環境総務課 資源循環課

## 川口市クリーン推進員制度

平成3年度に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が全面改正され、発生抑制・再使用・再生利用等ごみ減量やリサイクルを推進するための「廃棄物減量等推進員制度」の規定が新たに設けられました。

この規定に基づき、平成7年2月から「川口市クリーン推進員制度」を導入。地域住民614人（令和7年4月1日現在）に委嘱し、活動していただいています。

〈主な活動内容〉

- 1 ごみの減量及び適正な処理についての普及啓発
- 2 ごみの分別及び排出指導
- 3 集団資源回収、美化活動等の指導（要請）及び協力
- 4 ステーションの排出調査及び市への連絡、報告
- 5 その他市の施策への協力

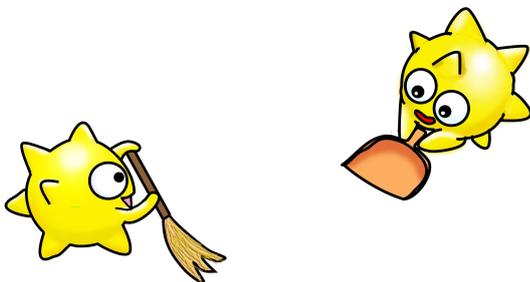
（問い合わせ） 資源循環課

## エコリサイクル推進事業所登録制度について

川口市内でごみ減量・リサイクル・地球温暖化対策など環境保全への取り組みを積極的に行っている店舗・事業所等を市で認定し、登録できる制度を平成7年10月から実施しています。

令和7年4月1日現在、27店舗・104の事務所等が登録されており、登録証及び登録表示板を市から交付しています。そのシンボルマークを印刷物等に使用するなどして、推進事業所であることを事業活動に利用することができます。

（問い合わせ） 資源循環課



## 環境への取り組みについて

平成30年3月に第3次川口市環境基本計画を策定し、将来の環境像を「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち川口」とし、これを実現するため、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

そのなかで、ごみについては3Rの取り組みを推進し、ごみの発生を最小限に抑え、資源やエネルギーが繰り返し利用される「循環型社会」を形成していくことを目指しています。

また、本市では令和4年3月に「川口市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、これまでの「低炭素」から「脱炭素」に考え方をシフトしながら、第2次川口市地球温暖化対策実行計画にもとづき、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

計画では、3Rの取り組みによりごみを減らすとともに、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減や分別の徹底によるリサイクルを推進することにより、ごみ焼却から排出される温室効果ガス排出の削減に取り組んでいます。

（問い合わせ） 環境総務課

## グリーン購入の推進について

グリーン購入とは、商品やサービスを買うときに環境に対する影響を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで買うことです。平成13年4月に「グリーン購入法」が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者、国民にもグリーン購入に努めるよう求めています。

川口市では、「川口市環境物品等の調達に関する方針」を定め、グリーン購入に取り組んでいます。

（問い合わせ） 環境総務課

## 生ごみ処理容器の購入支援制度について

家庭から排出される生ごみの減量化の促進を図るため、市民が生ごみ処理容器を購入する際に、支援制度を実施しています。詳細は市のホームページや本庁舎・各支所などで配布しているパンフレットをご確認ください。

（問い合わせ） 環境総務課

## 3R推進活動等助成事業

資源循環型社会の構築及び地域コミュニティ意識の醸成に寄与することを目的として、町会・自治会に対して平成19年4月より、3R推進活動等助成事業を実施しています。

3R推進に関する研修会等の啓発活動や、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策活動、集積所周辺を含む清掃等の維持管理活動の3項目を必須項目とし、そのほか、地域清掃や資源物ステーションにおける不法投棄防止対策活動などの12項目のメニューから、団体の実情に合わせて4項目以上を選択していただき、合計7項目以上の3R推進活動等を自主的に実施する町会・自治会に対して、助成金を交付しています。

なお、助成金額は1世帯あたり400円を上限額とし、この額に町会・自治会加入世帯数を乗じて得た額としています。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録団体数（団体）	231	230	231	230	230
助成金額（円）	67,370,000	67,349,000	66,776,000	65,955,000	65,711,000

（問い合わせ） リサイクルプラザ

## 資源回収団体助成事業

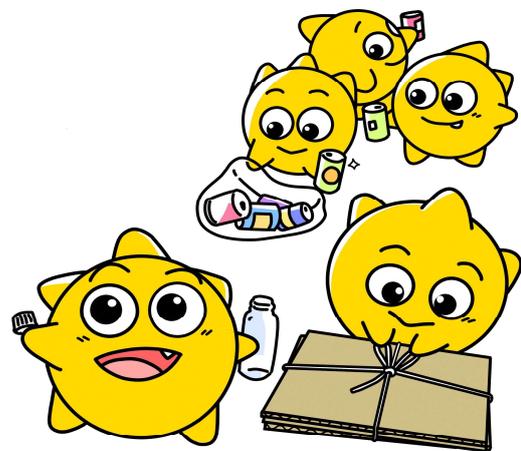
市内の町会や自治会、PTA等の登録団体が行う集団資源回収を広めていくため、回収団体に対し回収重量1kgにつき10円の助成金を交付しています。

対象品目は古紙類（新聞紙、雑誌類、段ボール）及び繊維類です。回収品目、回収日、回収場所は団体ごとに決めて活動していただいています。

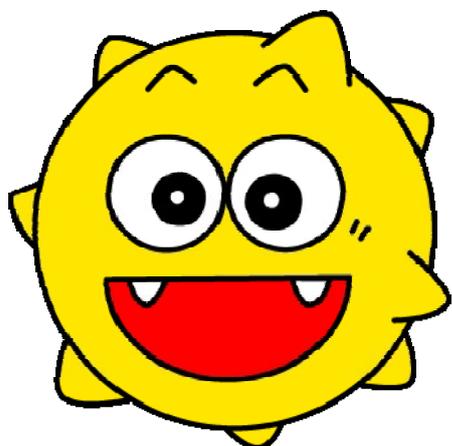
集団資源回収を広めていくことは資源を大切に作る心を育て、地域コミュニティの醸成を進めていくだけでなく、ごみの減量につながり、限りある資源を有効に利用することにもなります。積極的に集団資源回収を利用してください。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録団体数（団体）	430	425	422	416	418
助成金額（円）	111,032,850	107,788,130	103,793,190	95,583,670	91,582,170
回収重量（t）	11,103	10,779	10,379	9,558	9,158
新聞紙（t）	3,310	3,294	3,032	2,709	2,499
雑誌（t）	2,974	2,801	2,802	2,563	2,456
段ボール（t）	4,443	4,348	4,253	4,018	3,941
繊維類（t）	376	336	292	268	262

（問い合わせ） リサイクルプラザ



### 3 広報・普及活動



川口市ごみ減量キャンペーンキャラクター「ごみまる」

キャンペーンタイトル

もったいない！！

キャンペーンサブタイトル

3R

Reduce 減らす

Reuse 繰り返し使う

Recycle 再資源化する

川口市では、ごみの現状を訴え、より多くの市民のみなさんにこの問題の重要性をご理解いただくために、平成3年1月からごみ減量再資源化キャンペーンを行なっています。

今後も一層の啓発を進めていくために、平成14年12月にオープンしたリサイクルプラザ内に、環境創造、環境学習の拠点となる啓発施設を設け、ごみ問題をはじめとする環境問題の解決に向けて具体的な行動を呼びかけています。

#### PRESS 530 の発行

年3回発行している環境部広報紙です。

市民のみなさんに、より一層ごみ問題や環境問題について知っていただき、住みやすいまち川口を超えて、ますます選ばれるまち川口、いつまでも住み続けたいまち川口の実現を目指して、さまざまな情報や取り組みを掲載・紹介しています。

バックナンバーについては市のホームページでご覧いただけます。

#### 処理施設などの見学

朝日環境センター・リサイクルプラザ・戸塚環境センターの処理施設の見学をお受けします。朝日環境センター・リサイクルプラザの受付はリサイクルプラザで、戸塚環境センターの受付は戸塚環境センターで行っています。

#### ビデオ・DVDの貸し出し

ごみ問題、環境問題に関する各種ビデオ・DVDの貸し出しをリサイクルプラザで行っておりますので、ご利用ください。

#### リサイクルプラザ啓発施設の運営

ごみの減量化について市民のみなさんと一体となり考えていくため、リサイクルショップ、パネル展示、図書・ビデオライブラリー、リサイクル体験教室などを開催しています。

#### 環境教育

小学校中学年を対象に社会科学習資料「名探偵ごみまる」を提供しています。

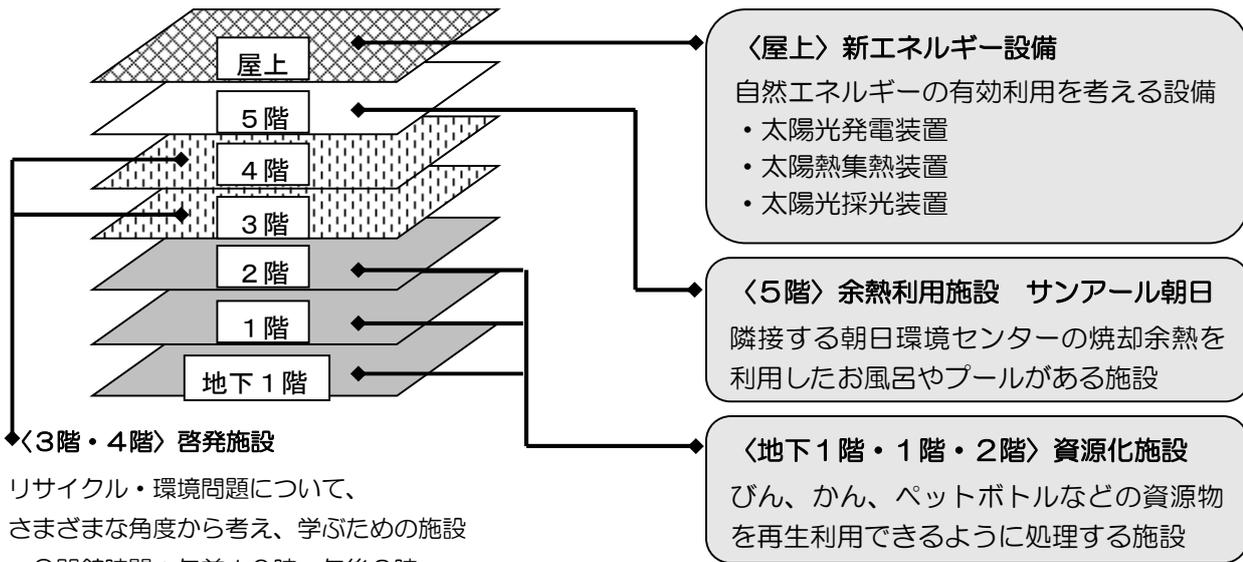
#### 各種イベント等

廃棄物問題への関心を高めることを目的に、「親子で学ぼう環境の旅」「環境にやさしいクッキング教室」など、各種イベント等を開催しています。

#### 外国語版冊子の作成

ごみの分け方・出し方の冊子について、日本語、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、トルコ語の9言語版を作成し、外国籍の方にも啓発を行っています。

# リ サ イ ク ル プ ラ ザ



## ◆〈3階・4階〉啓発施設

リサイクル・環境問題について、  
さまざまな角度から考え、学ぶための施設

○開館時間：午前10時～午後3時

○休館日：月曜日、祝日、年末年始

## ◆ リサイクルショップ

無償リサイクル品コーナー・・・市民のみなさんから寄せられたリサイクル品（子ども用品、衣類、小物、おもちゃ等）を無料で引き渡しています。

リサイクル家具類販売コーナー・・・リサイクル工房で修理、再生した家具類の販売を行っています。

◆ リサイクル工房・・・粗大ごみとして出された木製家具類の修理、再生や各種工作教室等を行っています。

◆ 図書・ビデオライブラリー・・・ごみ問題、環境問題に関する図書やビデオ等の閲覧ができます。

◆ 展示ホール・・・ごみ問題、環境問題に関するパネル展示や、ごみの分別ゲーム、燃料電池の模型などの、さまざまな展示物による情報発信を行っています。

◆ 実習室・研修室・・・ごみやリサイクルに関する各種研修会や、講座を開催しています。

☆ 施設見学受付・・・リサイクルプラザ及び朝日環境センターの施設見学をすることができます。  
原則、施設見学についてはリサイクルプラザで事前申し込みが必要です。



リサイクルショップ



リサイクル工房（工作教室）



図書・ビデオライブラリー



展示ホール

## 令和6年度リサイクルプラザ啓発施設利用者実績

名称	人数	点数
無償リサイクルコーナー	41,787	33,142
リサイクル家具類販売	1,063（入札件数）	456
リサイクル図書	2,972	5,154
リサイクルドクター（おもちゃの病院）	1,323	419
施設見学	1,006（参加者数）	29（団体）
その他	224	
合計利用者数	48,375	

## 4 ごみの分け方と出し方

### ごみを出す前に

各家庭で不用になってしまったものがあっても、ごみを出す前にすし考えてみてください。

まだ使える家具や家電製品、洋服など、それぞれを必要としている人がいます。リサイクルショップを利用したり、フリーマーケットに参加したりしてみましょう。(リユース)

また、資源として再生利用(リサイクル)できる紙バックやトレイ、びん、飲料かんなどは販売店やスーパーマーケットなどで回収に協力するとともに、新聞、雑誌、段ボールなどは、町会や自治会等の集団資源回収に出しましょう。

### なぜ、ごみを分別する必要があるのでしょうか

びん、飲料かん、金属類、ペットボトル、繊維類、紙類、プラスチック製容器包装などは貴重な資源です。分別することで効率的な再生利用が可能になります。

資源物の分別は、資源循環型社会の実現に向けた第一歩です。焼却するごみを減らすことは、最終処分量の減少や、焼却施設から大気中に放出される温室効果ガスの二酸化炭素を減少させることになり、環境負荷を低減させることにつながります。

資源物の分別を行い、貴重な資源や地域環境を未来に引き継ぐため、市民・事業者のみなさんのご協力をお願いいたします。

### ごみ袋について

家庭から排出される一般ごみについては、無色透明または白色半透明袋で出してください。資源物については、紙類を除き、透明袋で出してください。

紙類については、品目ごとにそれぞれひもでしばって出してください。

紙製容器包装や雑紙などは大きさがさまざま、特に小さなものや、円筒形のをしばるのは難しいです。しかし、菓子箱や手提げ紙袋など大きめのものをふたつ折りにしてその間に挟みこめば、しばることができます。

効率的な資源物の再生利用を行うために、みなさんのご協力をお願いいたします。

### ごみを出すのは当日の朝8時30分まで

川口市では、資源物を適正にリサイクルできるように、**品目ごとに別々の収集車で収集**しています。

収集は朝8時30分から開始します。前日や夜間にごみをステーションに出すと、カラスなどによりごみを荒らされる原因となります。

また、朝8時30分以降にごみを出すと、積み残しや不法投棄の原因となりますので、必ず、収集日当日の朝8時30分までに出してください。

### 収集日の見方

**年末年始を除く祝休日は曜日どおり収集します。**

資源物(プラスチック製容器包装を除く)の収集日の見方は、その月の「何回目」の「何曜日」となりますので、お間違えのないようご確認ください。



(例) 2025年5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

5日は第1月曜日  
8日は第2木曜日

家庭ごみの収集日が一目で確認できる「家庭ごみ収集日カレンダー」を川口市のホームページに公開しています。

また、地区別ごみ収集日カレンダーを市役所第一本庁舎、各支所、公民館、行政センター、リサイクルプラザ、中央ふれあい館、ふれあいプラザさくら、鳩ヶ谷コミュニティセンターに設置しています。ぜひ、ご活用ください。

### 事業系ごみはごみステーションに出せません

店舗、事業所等から出る事業系ごみには、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の2種類があります。事業系ごみは、排出事業者の責任において処理をする必要があり、ごみステーションに出すことは、市の条例で禁じられています。

事業系ごみのうち、事業系一般廃棄物は、朝日環境センターまたは戸塚環境センターに自ら搬入をするか、川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するか、2つの方法のうち、いずれかの方法で処理を行わなければならない。

事業系一般廃棄物を処理する場合は分別のうえ、黄色半透明の袋を使用してください。ただし、再生利用を目的としてダンボール等の紙類はひもでしばってください。

事業系一般廃棄物の処理手数料は10kgにつき220円です。川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託した場合、処理手数料のほかに別途、収集運搬料金が必要となります。収集運搬料金につきましては、各許可業者に確認してください。

なお、川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者以外に一般廃棄物の収集運搬を委託することは違法です。

(問い合わせ) 資源循環課

●産業廃棄物の種類や処理方法等につきましては、産業廃棄物対策課にお問い合わせください。

## 家庭ごみの分け方・出し方

分別品目（排出方法）		分け方・出し方の注意	収集場所（収集回数）	
<b>一般ごみ</b> （透明または白色半透明袋）		<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみは必ず水切りをしてください。</li> <li>剪定枝は40cm以下に切ってひもでしばってください。</li> <li>ガラス、電球、コップなどの割れ物は紙で包むなどして「われもの」と表記し、他のごみと混ざらないように袋を分けて出してください。</li> </ul>	<b>一般ごみステーション</b> （週2回）	
<b>有害ごみ</b> （透明袋） 蛍光管・水銀体温計 水銀血圧計・ライター		<ul style="list-style-type: none"> <li>他のごみと混ざらないように、袋を分けて出してください。</li> <li>袋には「有害ごみ」と表記し、蛍光管は箱に入れるか新聞紙で包んで袋に入れて出してください。</li> <li>電球は一般ごみです。</li> </ul>		
<b>粗大ごみ</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>一辺の長さが40cmを超えるものは粗大ごみになります。</li> <li>鳩ヶ谷衛生センターにご予約のうえ自己搬入するか、回収のお申し込みをお願いします。</li> <li>詳細は次ページをご覧ください。</li> </ul>	<b>粗大ごみ受付専用ダイヤル</b> TEL 048-251-1111 ※自己搬入についてはP9参照	
資源物	<b>びん</b> （透明袋） 飲料、酒、調味料などの ガラスびん	<ul style="list-style-type: none"> <li>たばこの吸い殻などの異物を入れないでください。</li> <li>キャップをはずし、中を洗って出してください。</li> <li>ビールびん、一升びん等は購入した酒屋さんなどへ返却してください。</li> <li>プラスチックのキャップはプラスチック製容器包装、コルクは一般ごみ、アルミは金属類で出してください。</li> </ul>	<b>資源物ステーション</b> （月2回）  ※資源として再生利用できる紙パックやトレイ、びん、飲料かん等は販売店や、スーパーマーケットなどでの回収に協力するとともに、新聞、雑誌、段ボール等は、町会や自治会の集団資源回収に出しましょう。	
	<b>飲料かん</b> （透明袋） 右記のマークが目印です	<ul style="list-style-type: none"> <li>たばこの吸い殻などの異物を入れないでください。</li> <li>中を洗って出してください。</li> <li>缶詰のかん、スプレー缶は金属類で出してください。</li> </ul>  		
	<b>金属類</b> （透明袋） 缶詰のかん、やかん、なべ、 粉ミルクのかん、スプレー缶など	<ul style="list-style-type: none"> <li>40cmを超える大きさのものは粗大ごみで出してください。</li> <li>スプレー缶は必ず最後まで使いきってから出してください。（振っても音がしない状態）</li> <li>傘の布は一般ごみ、骨組みは金属類に出してください。</li> <li>スプレー缶などのキャップは、金属製は金属類、プラスチック製はプラスチック製容器包装へ出してください。</li> <li>包丁などの刃物は布や新聞紙などに包んで出してください。</li> <li>膨張してしまった充電式電池（二次電池）は端子部分、コードをつなぐ部分、膨張して開いてしまった箇所等にテープ等を貼って絶縁してください。絶縁した状態のバッテリーは金属缶に入れた状態で透明の袋に入れて、必ず「金属類」としてお出してください。</li> </ul>		
	<b>ペットボトル</b> （透明袋） 飲料、酒、調味料などの ペットボトル 右記のマークが目印です	<ul style="list-style-type: none"> <li>たばこの吸い殻、ストローなどの異物を入れないでください。</li> <li>キャップをはずし、ラベルをはがして出してください。</li> <li>中を洗って出してください。</li> <li>汚れが落ちないものは一般ごみで出してください。</li> </ul> 		
	<b>繊維類</b> （透明袋） 衣類、毛布など	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨の場合はなるべく次の収集日に出してください。</li> <li>汚れがひどい場合は一般ごみへ出してください。</li> <li>下着などは洗って出してください。</li> <li>枕、布団、ぬいぐるみ、カーペットなどは出せません。</li> </ul>		
	<b>紙類※ひもで直接しるる</b>	<b>紙製容器包装</b> 右記のマークが目印です		<ul style="list-style-type: none"> <li>雨の場合はなるべく次の収集日に出してください。</li> <li>手紙やダイレクトメール等の封筒は粘着物を取って雑誌・雑紙に出してください。</li> <li>汚れがひどい場合は一般ごみへ出してください。</li> </ul> 
		<b>紙パック</b> 飲料用の紙パック		<ul style="list-style-type: none"> <li>雨の場合はなるべく次の収集日に出してください。</li> <li>中を洗い、切り開いてよく乾かしてから出してください。</li> <li>再生紙製（茶色紙のもの）や、中にアルミ箔がついている紙パックは紙製容器包装に出してください。</li> </ul> 
		<b>雑誌</b> （古本含む）・ <b>雑紙</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>雨の場合はなるべく次の収集日に出してください。</li> <li>粘着物のついた封筒、ビニールコート紙、油紙、写真、感熱紙、防水加工紙、裏カーボン紙、ノンカーボン紙、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、紙おむつ、においのしみついた紙は一般ごみに出してください。</li> </ul>
		<b>新聞紙</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>雨の場合はなるべく次の収集日に出してください。</li> <li>新聞店などで配る紙袋に入れたままでは出せません。必ずひもで直接しばって出してください。</li> </ul>
		<b>段ボール</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>雨の場合はなるべく次の収集日に出してください。</li> <li>ガムテープなどの粘着テープは使用しないでください。</li> </ul> 
<b>プラスチック製容器包装</b> （透明袋） 右記のマークが目印です	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラマークが付いていないプラスチック製のものは一般ごみで出してください。</li> <li>プラマークが付いていても食品容器などで、汚れが落ちないものは一般ごみで出してください。</li> </ul> 	<b>一般ごみステーション</b> （毎週水曜日）		
<b>乾電池</b> （専用ボックス）		<ul style="list-style-type: none"> <li>収集拠点に常設されている専用ボックスに、袋に入れずそのまま乾電池を入れてください（液もれしている場合は袋に入れてください）。</li> <li>ボタン型電池、充電式電池（二次電池）は、市では回収していません。</li> </ul>	<b>乾電池収集拠点</b> （施設開館時）	

（注）紙パックと段ボールの識別表示については表示が義務付けられていないため、表示されていない場合があります。

### 市では収集及び受け入れをしないもの

- 有害性のあるもの、著しく悪臭を発するもの  
 （例）ガスボンベ類、石油類、工業薬品、農薬類、火薬類、印刷用インク、現像液、バッテリー、農業用ビニールシートなど
- 自動車、自動車の部品、オートバイ（原動機付自転車を含む）、オートバイの部品、タイヤなど
- 処理施設等の管理、作業に支障をきたすおそれがあるもの（例）消火器、耐火金庫、土砂、ブロック、ピアノなど
- 増改築などにもなってしまう建築廃材、建具
- 産業廃棄物（法令に定められた20種類）
- 感染性医療廃棄物
- 特定家庭用機器廃棄物等  
 （例）テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、エアコン、電気洗濯機・衣類乾燥機
- パソコン
- 主として事業用に用いられるもの

## 自己搬入について

家庭系ごみの自己搬入は「事前に電話予約」が必要です。

搬入先 一般ごみ：戸塚環境センター

(搬入できるもの)

朝日環境センター

資源物：リサイクルプラザ

粗大ごみ：戸塚環境センター

鳩ヶ谷衛生センター

搬入可能時間 月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く平日)

午前9時～午前11時30分

午後1時～午後4時

事前予約専用ダイヤル TEL 050-3146-8953

電話受付時間 月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く平日)

午前9時～午後5時

### 手数料

区分	処理手数料
家庭系ごみ (特定処理廃棄物を除く)	・10kgにつき100円 (10kg未満の場合は 10kgに切り上げ)
家庭系ごみ (特定処理廃棄物)	・有料(下記参照)
事業系ごみ	・10kgにつき220円

### 特定処理廃棄物

区分	処理手数料
スキー板(2枚までを1個) スノーボード・サーフボード ウィンドサーフィンボード	310円/1個
アコーディオンカーテン	1,240円/1個
折りたたみ式ベッド	2,170円/1個
スプリングマットレス	3,410円/1個
電動式ベッド	7,440円/1個

## 粗大ごみについて

粗大ごみとは、家庭の日常生活で生じる大型のごみ、「一辺が40cmを超える大きさのもの」をさします。

【具体例】

机、いす、たんす、ふとん、ベッド、掃除機、ストーブ、電子レンジ、ステレオ、自転車、ベビーカー、ゴルフバッグ等

収集・運搬などにかかる費用の一部負担として、手数料をいただいています(1個につき310円～)。

※スキー板とストック、ゴルフバッグとゴルフクラブなど、セットで1個となるものもありますので、収集申し込みの際にご確認ください。

※スキー板、スノーボード、サーフボード、ウィンドサーフィンボード、アコーディオンカーテン、スプリングマットレス、折りたたみ式ベッド、電動式ベッドは収集・運搬の手数料に加え、左下表に記載した処分手数料が必要となります。

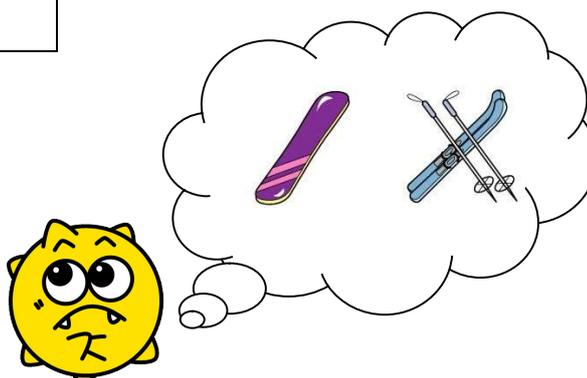
※収集した粗大ごみは、リサイクル品として市民等へ提供する場合がありますのでご了承ください。

旧鳩ヶ谷市の納付券をお持ちのかたは引き続きご使用いただけます。

### 納付券取扱所一覧

- ・収集業務課(青木収集事務所2階)
- ・戸塚環境センター(西棟1階)
- ・朝日環境センター(リサイクルプラザ4階)
- ・リサイクルプラザ(リサイクルプラザ3階)
- ・鳩ヶ谷衛生センター(2階事務室)
- ・会計課(市役所第一本庁舎2階)
- ・各支所
- ・各駅前行政センター
- ・蕨駅前芝連絡室
- ・各公民館
- ・市内コンビニエンスストア(取扱所表示のある店舗)
- ・川口市商店街連合会加盟店舗(一部)

なお、家庭系粗大ごみを戸塚環境センターまたは鳩ヶ谷衛生センターに自己搬入される場合につきましては、左表のとおりです。



## 粗大ごみの収集申し込み方法

### 電話による申し込み



#### 粗大ごみ受付専用ダイヤル

TEL 048-251-1111

#### ●粗大ごみ処理手数料

1個につき310円～（1世帯1回15個まで）

受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）  
午前9時～午後5時

お申し込みの際は、氏名・住所・電話番号・収集品目・個数をお伝えください。

※ 年末年始、ゴールデンウィーク等の休日前後は電話が大変混み合います。できる限り、休み明けや午前中を避けてお申し込みをしてください。

※ 1世帯1回につき15個までの収集になります。引越しなどで一度に多量の粗大ごみを出す場合は戸塚環境センター、または鳩ヶ谷衛生センターに自己搬入するか、市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。

川口市が許可した業者以外に一般廃棄物の収集運搬を依頼することは違法です。

一般廃棄物収集運搬業許可業者については川口市ホームページから検索いただくか、または資源循環課（TEL 048-228-5370）にお問い合わせください。



※ 収集日は、土・日・祝日・年末年始を除き、お申込日から通常3日後となります。

【通常の例】 月曜日申し込み→木曜日収集

※祝日がない場合

なお、収集時間の指定はできませんので、ご了承ください。

※ 申し込み後、「川口市廃棄物（粗大ごみ）処理手数料納付券」をお求めください。

**納付券の払い戻しはできません。**必ず申し込みの後に  
お求めください。

### インターネットによる申し込み



川口市ホームページの粗大ごみ収集受付システムからお申し込みができます。



・川口市粗大ごみインターネット受付

<https://www.sodai-kawaguchi.jp/eco/view/kawaguchi/top.html>

便利なサービスの「粗大ごみ収集受付」からお申し込みください。（24時間受付）

#### ～申し込み時の注意～

※ プロバイダー契約等をしているメールアドレスをご利用ください。

各種フリーメール（例：Yahooメール）、携帯メール及び転送メールをご利用の場合は、正しく受信できない可能性がありますのでご注意ください。

※ 住所・氏名・Eメールアドレス等、受付に必要な情報を必ず入力してください。

※ 受付件数の上限は15点でございます。

※ 該当する品目が一覧に記載されていない場合は電話でお申し込みください。

※ 申し込み完了後、必要な分の「川口市廃棄物（粗大ごみ）処理手数料納付券」をお求めください。

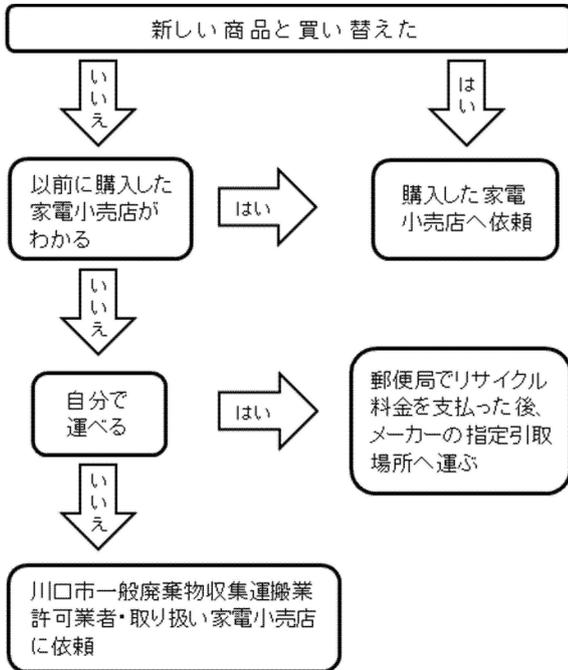
（問い合わせ） 収集業務課



## 市では収集できない品目について

川口市では、適正な回収・再資源化を促進するため、家電リサイクル法対象品目（テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、エアコン、電気洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン、消火器、二輪車について収集及び施設での受け入れは行いません。対象品目を排出する場合の一般的な流れは、以下のようになります。

### 家電リサイクルの流れ



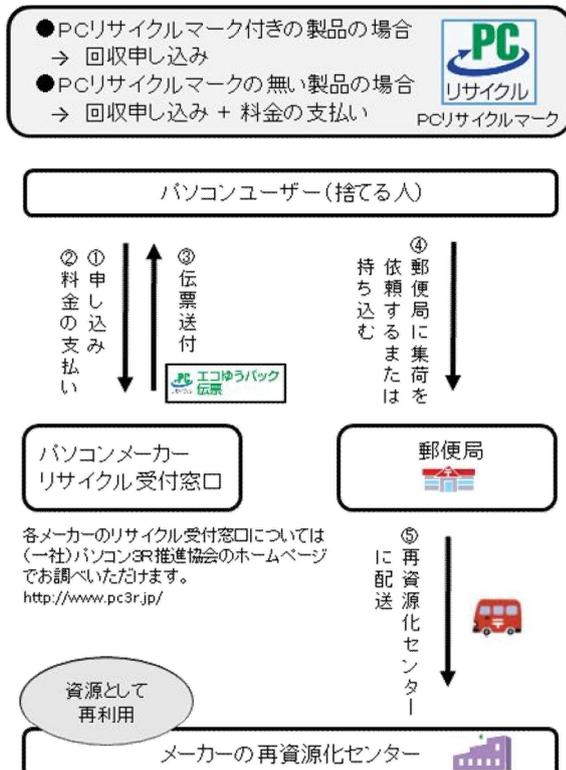
※川口市内及び近郊の指定引取場所（令和7年4月1日現在）

- ・センコー株式会社 川口指定引取場所  
川口市江戸袋 2-3-41 TEL 048-283-4611
- ・森田運送株式会社 首都圏営業所  
さいたま市桜区上大久保 1012 TEL 048-749-1071
- ・上昇運輸株式会社  
東京都足立区南花畑 4-3-18 TEL 03-5851-8044
- ・SBS即配サポート株式会社 岩槻デポ  
さいたま市見沼区深作 2-26-1 TEL 048-748-5304
- ・東亜物流株式会社 板橋リサイクルセンター  
東京都板橋区舟渡 1-17-2 TEL 03-5914-6440
- ・日通埼玉運輸株式会社 岩槻取扱所  
さいたま市岩槻区上野 5-2-19 TEL 048-796-0846
- ・サンワトランスネット株式会社 草加営業所  
草加市柿木町 216-2 TEL 048-950-8871

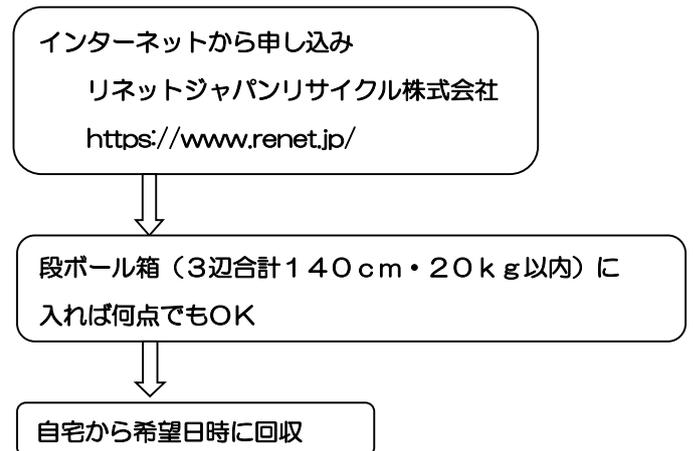
指定引取場所は、一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページでもお調べいただけます。

<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

### パソコンリサイクルの流れ



### 宅配便によるパソコンの無料回収

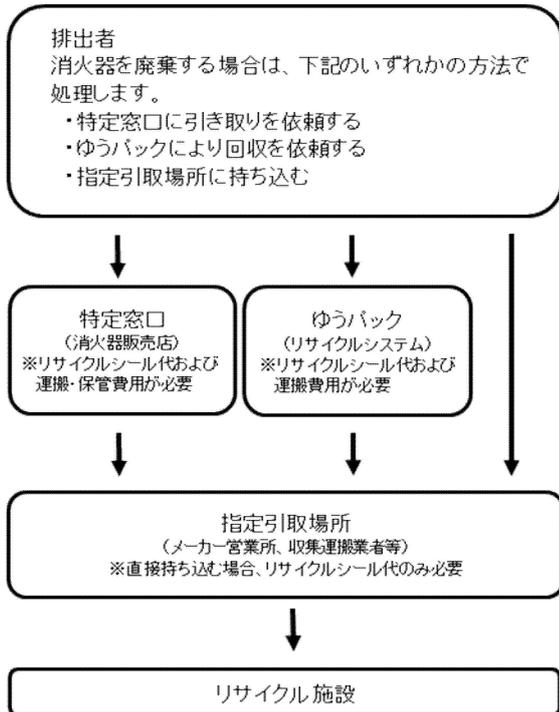


※回収金額 回収品にパソコン本体を含む場合は無料  
回収品にパソコン本体を含まない場合は有料

**対象品目** パソコンを中心に、家庭にあるほとんどの家電製品が対象

**対象外品目** 家電リサイクル法に基づく4品目、乾電池、石油・灯油ストーブ等

## 消火器リサイクルシステムの流れ



※川口市内の特定窓口は、(株)消火器リサイクル推進センターのホームページでお調べいただけます。

<https://www.ferpc.jp/>

※川口市近郊の指定引取場所（令和6年4月1日現在）

- ・西濃運輸株式会社 大宮支店

さいたま市西区三橋 6-813 TEL 03-5857-7586

指定引取場所は、(株)消火器リサイクル推進センターのホームページでもお調べいただけます。

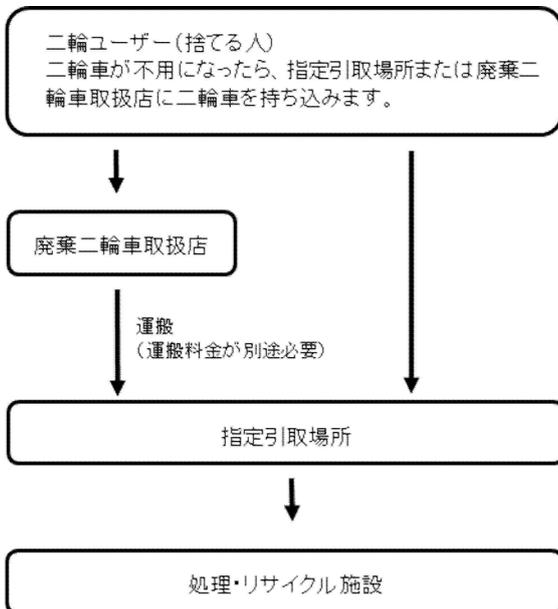
<https://www.ferpc.jp/>

※ゆうパック依頼先（エコサイクルセンター）

TEL 0120-82-2306

インターネット申込 <https://www.ferecycle.jp/>

## 二輪車リサイクルシステムの流れ



※川口市近郊の指定引取場所（令和7年4月1日現在）

- ・SBS即配サポート株式会社 岩槻デポ

さいたま市見沼区深作 2-26-1 TEL 048-748-5304

- ・東亜物流株式会社 板橋営業所

東京都板橋区舟渡 1-17-2 TEL 03-5914-6440

指定引取場所及び廃棄二輪車取扱店は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターでもお調べいただけます。

<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

二輪車リサイクルコールセンター TEL 050-3000-0727

## フロンガス製品の廃棄

- ・メーカーや販売店に下取りや回収サービスがあるか確認する。
- ・リネットジャパンに連絡し、収集・処理を依頼する。（段ボールに入れた状態で3辺合計が140センチメートル、重さ20キログラム以内、有料）
- ・埼玉県冷凍空調工業会（TEL 048-883-7075）に連絡し、収集・処理を依頼する。（有料）
- ・川口市は埼玉県冷凍空調工業会（TEL 048-883-7075）より紹介を受けた業者でフロンガスの除去を行った証明書のある製品のみ受け取ります。

# 資源物の分別回収

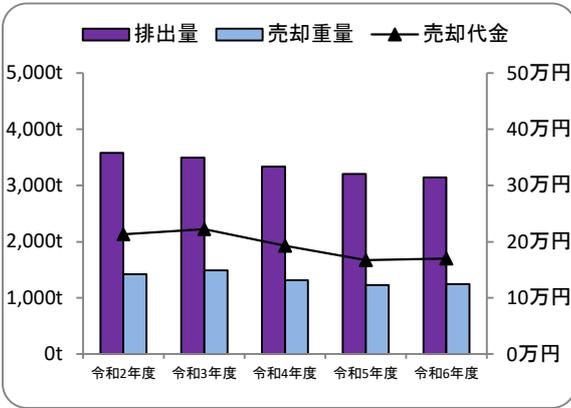
川口市は、昭和55年からびん、かんの収集を、平成3年からは紙パックの拠点回収、平成5年1月からは金属類、平成6年からは繊維類の収集をそれぞれ実施し、再生資源業者に売却しています。

また、平成14年12月からは紙類として新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、紙製容器包装を品目ごとに収集し、それぞれ再生資源業者に売却しています。

※表中における前年度比は、排出量における対比です。

※集団資源回収量は含みません。

## ◆びんの排出量と売却重量、売却代金の推移

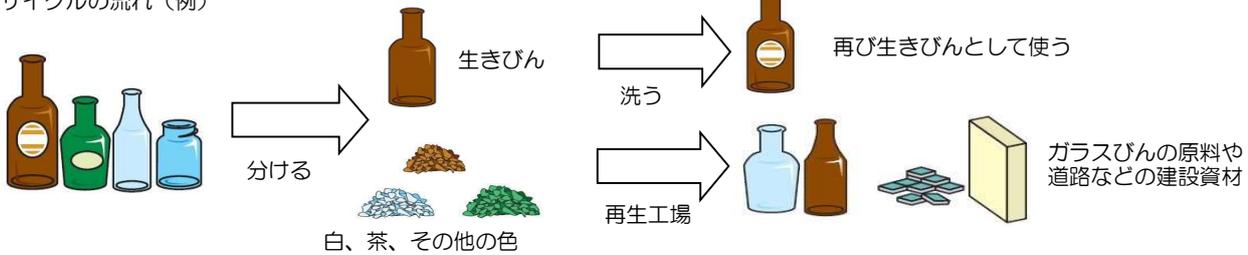


年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和2年度	3,582.53 t	1,418.54 t	213,226円	107.2%
令和3年度	3,493.91 t	1,493.19 t	222,340円	97.5%
令和4年度	3,338.33 t	1,313.11 t	192,875円	95.5%
令和5年度	3,202.16 t	1,231.07 t	167,299円	95.9%
令和6年度	3,141.92 t	1,247.12 t	169,961円	98.1%

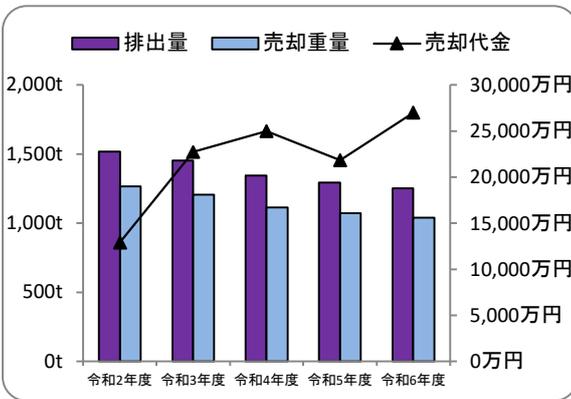
びんは、生きびん、白カレット、茶色カレット、その他色カレットに選別し、生きびん、白カレット、一部の茶色カレットは再生資源業者に売却、茶色カレット、その他色カレットは（公財）日本容器包装リサイクル協会等に引き渡し、再商品化しています。

※1（公財）日本容器包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金

## リサイクルの流れ（例）



## ◆飲料かんの排出量と売却重量、売却代金の推移



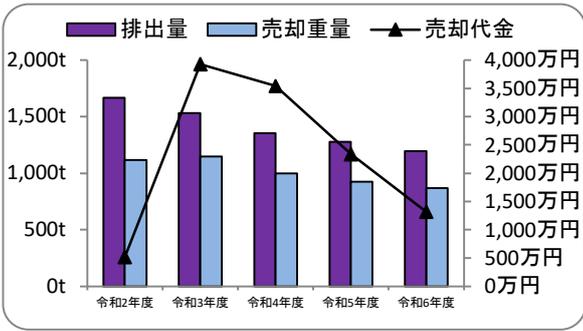
年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和2年度	1,518.04 t	1,267.15 t	128,889,879円	110.3%
令和3年度	1,453.02 t	1,206.09 t	227,053,968円	95.7%
令和4年度	1,343.79 t	1,113.58 t	249,912,039円	92.5%
令和5年度	1,294.85 t	1,072.56 t	218,581,014円	96.4%
令和6年度	1,252.56 t	1,040.33 t	270,005,164円	96.7%

飲料かんは、スチールとアルミに選別し、それぞれ圧縮処理を行った後、再生資源業者に売却しています。

## リサイクルの流れ（例）



◆ 金属類の排出量と売却重量、売却代金の推移



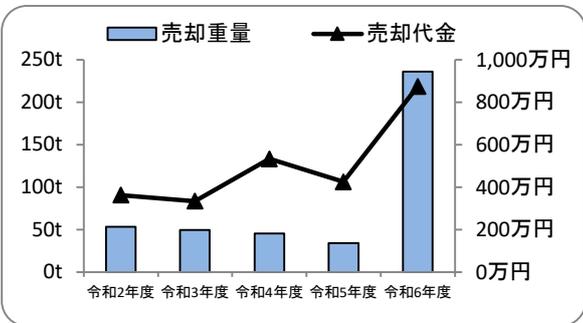
年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和2年度	1,667.09 t	1,114.88 t	5,197,739円	115.3%
令和3年度	1,531.09 t	1,146.52 t	39,285,625円	91.8%
令和4年度	1,353.44 t	1,000.45 t	35,398,066円	88.4%
令和5年度	1,277.33 t	924.99 t	23,355,043円	94.4%
令和6年度	1,195.61 t	869.42 t	13,201,382円	93.6%

金属類は、直接売却が可能なものはそのまま売却し、破碎処理が必要なものは、処理を行った後、回収可能な金属を再生資源業者に売却しています。  
 ※令和6年度実績には、小型家電から取り除いて売却した二次電池【(売却重量) 2.98t (売却代金) 37,389円】を含む。

【リサイクルの流れ(例)】



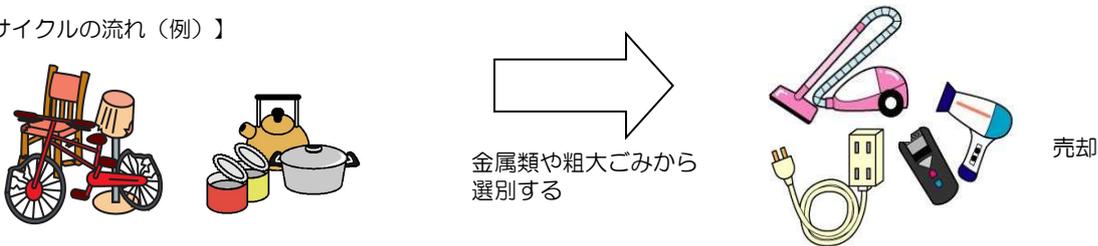
◆ 小型家電の売却重量および売却代金の推移



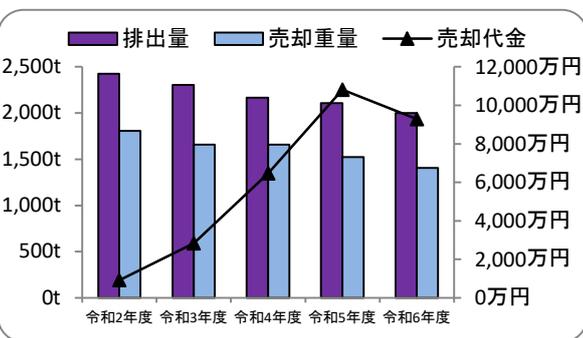
年度	売却重量	売却代金
令和2年度	53.40 t	3,624,830円
令和3年度	49.89 t	3,345,705円
令和4年度	45.65 t	5,336,540円
令和5年度	34.16 t	4,257,220円
令和6年度	235.87 t	8,748,111円

小型家電は、資源物として排出された金属類や粗大ごみの一部から選別し、売却しています。

【リサイクルの流れ(例)】



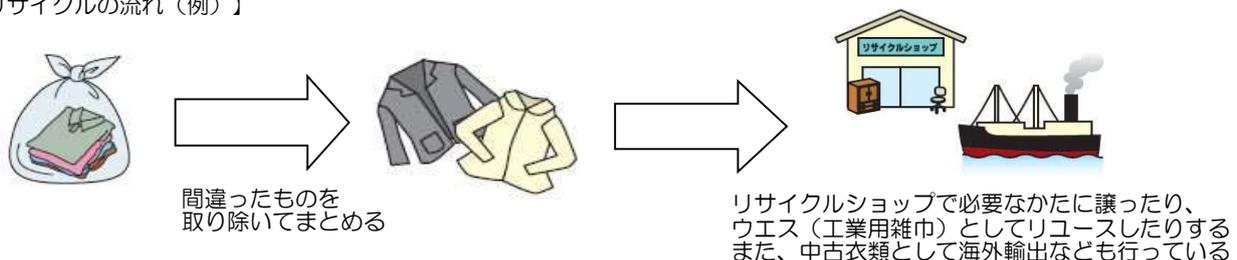
◆ 繊維類の排出量と売却重量、売却代金の推移



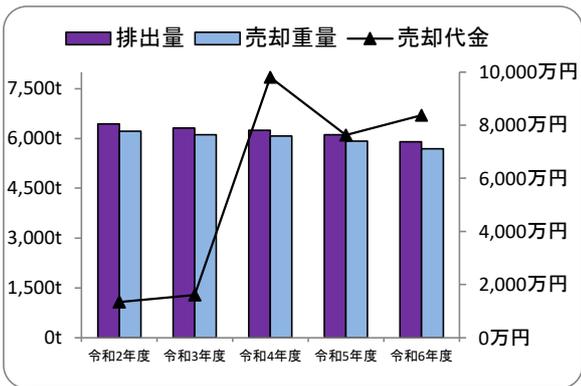
年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和2年度	2,427.23 t	1,807.44 t	9,092,581円	120.8%
令和3年度	2,305.79 t	1,657.73 t	28,273,086円	95.0%
令和4年度	2,166.17 t	1,658.46 t	64,677,171円	93.9%
令和5年度	2,105.71 t	1,523.65 t	108,149,978円	97.2%
令和6年度	2,000.95 t	1,404.82 t	92,877,814円	95.0%

繊維類は、資源化が可能なものを選別し、再生資源業者に売却しています。

【リサイクルの流れ(例)】



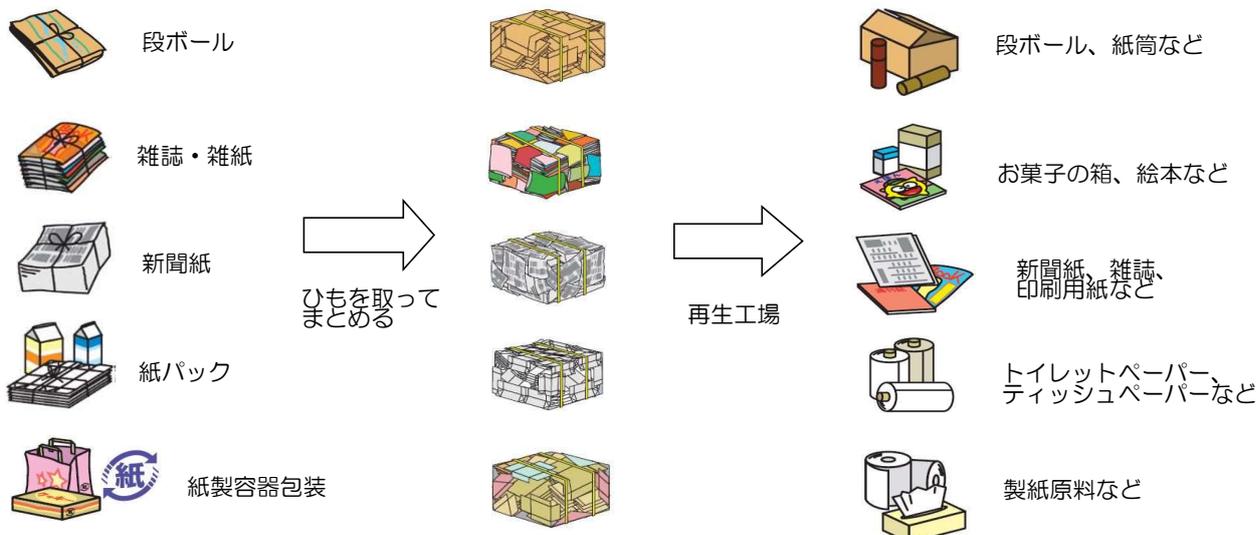
◆ 紙類の排出量と売却重量、売却代金の推移



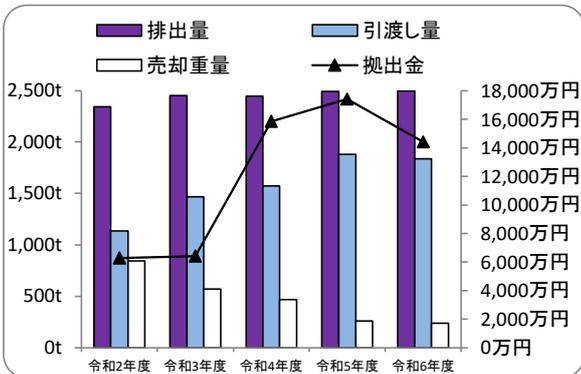
年度	排出量	売却重量	売却代金	前年度比
令和2年度	6,436.18 t	6,212.87 t	13,398,252円	120.8%
令和3年度	6,310.27 t	6,115.15 t	15,965,832円	98.0%
令和4年度	6,252.31 t	6,075.37 t	97,984,846円	99.1%
令和5年度	6,117.77 t	5,923.32 t	76,204,785円	97.8%
令和6年度	5,898.65 t	5,693.38 t	83,710,770円	96.4%

紙類は、品目ごとに直接、または圧縮処理を行った後、資源業者に売却しています。また、紙製容器包装の一部は平成28年度まで（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化していました。

【リサイクルの流れ（例）】



◆ ペットボトルの排出量と引渡し量、抛出金の推移



年度	排出量	引渡し量	抛出金	前年度比
令和2年度	2,343.24 t	1,136.84 t	62,819,401円	108.2%
		(※2) 845.15 t	(※2) 32,964,899円	
令和3年度	2,453.43 t	1,468.43 t	64,180,427円	104.7%
		(※2) 571.90 t	(※2) 32,096,361円	
令和4年度	2,446.89 t	1,574.94 t	158,516,314円	99.7%
		(※2) 466.00 t	(※2) 55,775,808円	
令和5年度	2,493.70 t	1,880.10 t	174,054,087円	101.9%
		(※2) 258.09 t	(※2) 22,744,638円	
令和6年度	2,497.64 t	1,836.07 t	144,021,223円	100.2%
		(※2) 239.33 t	(※2) 20,393,802円	

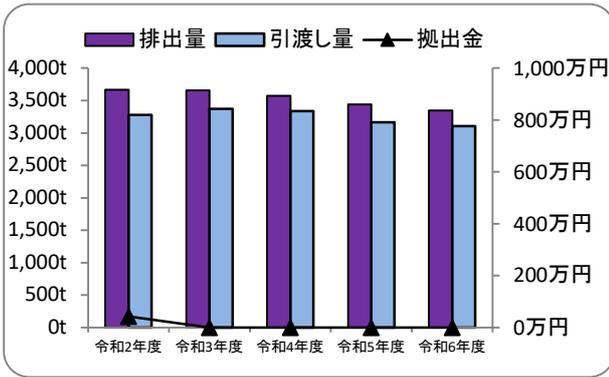
ペットボトルは圧縮処理を行った後、平成19年度より全量を（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化していましたが、平成27年度からは一部、資源業者へも売却しています。

※2 売却重量及び売却代金

【リサイクルの流れ（例）】



◆ プラスチック製容器包装の排出量と引渡し量、拠出金の推移



年度	排出量	引渡し量	拠出金	前年度比
令和2年度	3,668.41 t	3,279.79 t	427,508円	109.3%
令和3年度	3,654.57 t	3,374.01 t	0円	99.6%
令和4年度	3,573.19 t	3,336.37 t	0円	97.8%
令和5年度	3,440.37 t	3,164.72 t	0円	96.3%
令和6年度	3,345.68 t	3,106.60 t	0円	97.2%

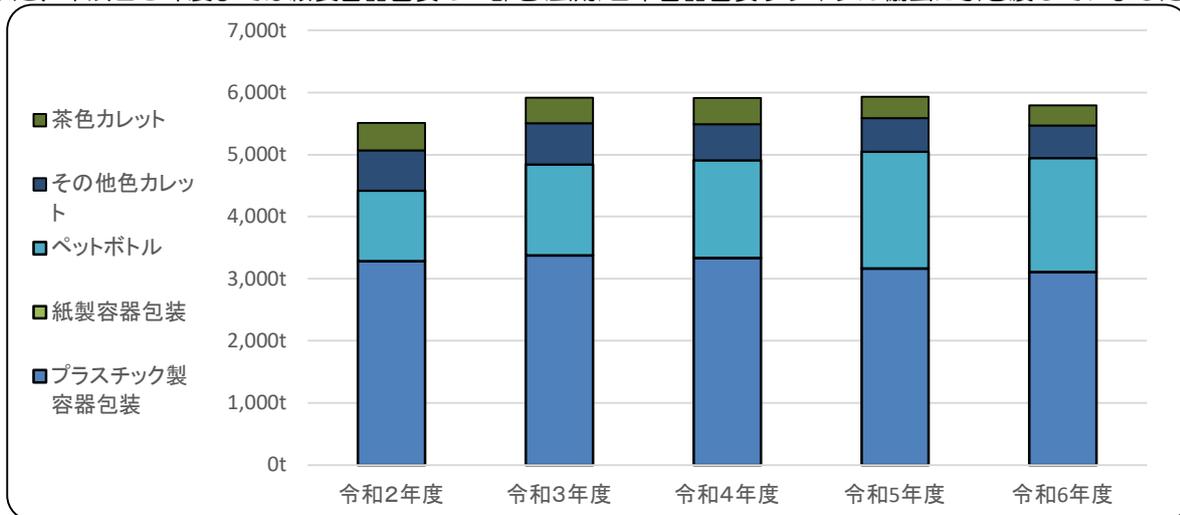
プラスチック製容器包装は平成14年12月から分別収集を始めました。  
 収集したプラスチック製容器包装は、圧縮処理を行った後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化しています。  
 なお、令和2年度は(公財)日本容器包装リサイクル協会より拠出金をいただきました。

【リサイクルの流れ(例)】



容器包装リサイクル法に基づいた再商品化

本市においては、茶色カレットの一部、その他色カレットとペットボトルの一部、プラスチック製容器包装を資源化中間処理などを実施し、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、適正な再商品化を促進しています。  
 また、平成28年度までは紙製容器包装の一部を(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡していました。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
茶色カレット	442.37t	409.64t	422.68t	340.65t	321.97t
その他色カレット	650.16t	664.83t	579.27t	544.46t	530.00t
ペットボトル	1,136.84t	1,468.43t	1,574.94t	1,880.10t	1,836.07t
紙製容器包装	—	—	—	—	—
プラスチック製容器包装	3,279.79t	3,374.01t	3,336.37t	3,164.72t	3,106.60t
計	5,509.16t	5,916.91t	5,913.26t	5,929.93t	5,794.64t

## 5 ごみ量の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口（人）		607,750	605,067	604,894	607,279	607,943
行政区域内世帯（世帯）		295,489	296,539	299,580	304,393	308,606
家庭系	① 家庭系年間排出量（t）	142,084.03	138,714.49	133,625.27	125,261.65	123,034.42
	一般ごみ（t）	101,910.08	99,586.89	96,223.97	90,875.80	89,368.91
	粗大ごみ（t）	7,349.85	7,067.84	6,466.87	4,827.94	5,076.72
	びん（t）	3,579.68	3,491.33	3,335.97	3,198.59	3,138.68
	飲料かん（t）	1,511.28	1,447.95	1,339.98	1,290.43	1,247.61
	金属類（t）	1,667.09	1,531.09	1,353.07	1,277.00	1,191.85
	ペットボトル（t）	2,337.28	2,442.02	2,434.24	2,476.15	2,486.21
	繊維類（t）	2,427.21	2,305.30	2,166.08	2,105.71	2,000.89
	紙類（t）	6,427.58	6,305.33	6,244.80	6,112.03	5,894.01
	プラスチック製容器包装（t）	3,668.14	3,654.24	3,572.96	3,440.18	3,345.54
	乾電池（t）	90.54	91.58	97.88	93.61	122.45
	蛍光灯（t）	12.01	12.11	10.13	5.84	3.33
	④ 集団資源回収（t）	11,103.29	10,778.81	10,379.32	9,558.37	9,158.22
事業系	② 事業系年間排出量（t）	41,041.50	41,484.96	41,943.06	40,877.62	40,463.11
	一般ごみ・併せ産廃（t）	40,936.78	41,408.33	41,861.40	40,801.76	40,382.00
	粗大ごみ（t）	80.26	51.81	54.64	44.06	52.89
	びん（t）	2.85	2.58	2.36	3.57	3.24
	飲料かん（t）	6.76	5.07	3.81	4.42	4.95
	金属類（t）	0	0	0.37	0.33	3.76
	ペットボトル（t）	5.96	11.41	12.65	17.55	11.43
	繊維類（t）	0.02	0.49	0.09	0	0.06
	紙類（t）	8.60	4.94	7.51	5.74	4.64
プラスチック製容器包装（t）	0.27	0.33	0.23	0.19	0.14	
③ 災害廃棄物	16.87	5.30	0	6.72	0.02	
排出量（①＋②＋③）（t）	183,142.39	180,204.75	175,568.33	166,145.99	163,497.55	
1人1日平均排出量（g）	826	816	795	748	737	
1世帯1日平均排出量（g）	1,698	1,665	1,606	1,491	1,451	
リサイクル率（%）	23.4	23.0	22.8	22.3	21.2	

### ◎中間処理量・最終処分量の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却処理（t）	152,297.67	150,485.04	145,167.02	137,611.37	123,342.97
破碎処理（t）	5,801.44	5,555.87	5,119.33	4,045.83	3,799.70
資源化処理（t）	21,646.89	21,205.53	20,477.04	19,933.54	19,335.17
埋立処分（t）	6,751.66	7,149.58	6,832.60	6,742.20	7,207.57
資源化物（t）	31,741.35	30,673.57	29,599.36	27,537.85	25,533.71
処理困難物（t）	176.72	183.26	172.15	153.99	167.05
市外委託処理（t）	—	—	—	—	12,468.69

## 6 ごみ組成の変化

ごみの組成とは、家庭及び事業所から出た焼却対象ごみの成分を調査し、その結果をごみの収集や処理に役立てるものです。ごみを構成するものの種類の割合である物理的組成及び水分、可燃分、灰分の割合を調べる化学的組成を調査しています。

湿（湿ベース）：ごみを採取したままの状態

乾（乾ベース）：乾燥させた後の状態

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		湿	乾	湿	乾	湿	乾	湿	乾	湿	乾
物理的組成	紙類(%)	38.3	42.8	37.6	42.0	37.0	40.6	36.9	39.7	32.0	35.0
	プラスチック類(%)	18.8	23.5	19.8	23.7	20.2	22.7	19.1	22.0	18.7	21.6
	繊維類(%)	8.2	10.6	8.5	11.4	7.4	8.9	8.5	10.8	8.3	10.1
	木竹わら類(%)	10.3	8.7	14.2	11.3	15.2	13.3	9.9	8.3	9.6	8.4
	ゴム・皮革類(%)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4	0.6	1.1	1.4	0.3	0.4
	厨芥・貝殻・卵殻類(%)	21.2	10.2	16.5	7.1	15.2	8.0	19.0	10.6	15.2	7.3
	金属類(%)	0.8	1.2	1.0	1.5	1.0	1.6	1.2	1.8	0.8	1.1
	ガラス・陶器・土砂雑物類(%)	1.2	1.9	1.3	1.9	2.2	3.1	2.5	3.8	1.5	2.2
	その他(%)	1.4	1.2	1.1	1.1	1.5	1.2	1.9	1.6	1.3	1.3
化学的組成	総水分(%)	41.2		41.2		39.3		37.3		35.4	
	総固形分(%)	58.8		58.8		60.7		62.7		52.1	
	可燃分(%)	52.7		52.5		53.8		55.0		47.2	
	灰分(%)	6.1		6.4		6.9		7.7		5.0	
	高位発熱量(kcal/kg)	3,018		2,826		2,866		2,992		2,557	
	低位発熱量(kcal/kg)	2,537		2,345		2,423		2,548		2,157	
単位容積重量(kg/m <sup>3</sup> )		127		118		121		129		125	

※ごみ質の分析は、昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知に準じて行っています。なお、湿ベース及び乾ベースの重量比の分析方法は次のとおりです。

- ① ごみピットから取り出し、試料を採取する。
- ② 試料を床上で組成ごとに計量し、湿ベースの重量比を求める。
- ③ ②で用いた試料を乾燥機等で乾燥したうえで計量し、乾ベースの重量比を求める。

※ごみの組成割合は戸塚環境センターと朝日環境センターの平均を足して2で割った数値です。

少数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

※朝日環境センターごみピット内火災によるクレーン故障のためによる運転停止につき、令和6年度測定令和7年1～3月分の朝日環境センター測定は中止した数値となります。

# 7 熱エネルギーの有効利用

## 余熱利用発電

ごみを焼却することにより発生する熱エネルギーを発電・給湯という形で、施設内において有効利用しています。また、余った電気については電力会社に売電しています。

年 度	施 設 名	発電能力 (kW)	発電量 (kWh)	合計発電量 (kWh)	売電量 (kWh)	合計売電量 (kWh)	売電金額 (円)	合計売電金額 (円)
令和2年度	戸塚環境センター	4,400	22,739,270	62,158,238	14,201,058	25,629,330	208,943,115	370,423,777
	朝日環境センター	12,000	39,418,968		11,428,272		161,480,662	
令和3年度	戸塚環境センター	4,400	23,304,710	63,417,022	14,395,818	26,902,938	229,501,053	409,432,319
	朝日環境センター	12,000	40,112,312		12,507,120		179,931,266	
令和4年度	戸塚環境センター	4,400	21,125,280	58,752,551	12,893,580	23,546,436	241,763,793	429,056,235
	朝日環境センター	12,000	37,627,271		10,652,856		187,292,442	
令和5年度	戸塚環境センター	4,400	5,593,340	40,765,103	0	9,665,064	0	163,751,032
	朝日環境センター	12,000	35,171,763		9,665,064		163,751,032	
令和6年度	戸塚環境センター	4,400	11,934,820	38,372,008	5,482,992	11,815,968	82,046,937	161,894,454
	朝日環境センター	12,000	26,437,188		6,332,976		79,847,517	

## 余熱利用施設

### ■サンアール朝日 (リサイクルプラザ5F)

- 開館時間** 午前10時～午後8時30分 (入館は午後8時まで)
- 使用料** 一般520円、小学生260円、幼児150円 (お得な回数券有り)
- 休館日** 毎週月曜日 (祝日の場合はその翌日)  
年末年始 (12月28日～1月4日) 定期点検 年1回 (2月)
- 施設概要** 20mプール、センタープール、幼児プール、男女別浴室、露天プール  
ジャグジー、採暖室、休憩室等
- 問合せ先** サンアール朝日 (川口市朝日4-21-33)  
TEL 048-228-5303

施設利用状況

年 度	利用者数(人)	利用料金(円)	稼働日数(日)
令和2年度	13,541	5,094,240	222
令和3年度	16,594	6,312,690	240
令和4年度	25,130	9,798,380	268
令和5年度	30,129	12,146,200	204
令和6年度	36,627	14,986,590	213

※平成14年12月オープン



サンアール朝日



サンアール朝日案内図

### ■厚生会館 (戸塚環境センター内)

- 開館時間** 午前10時～午後5時 (入館は午後4時まで)
- 使用料** 大人220円  
60歳以上の方および小学生100円
- 休館日** 毎週月曜日、祝日および同振替休日、年末年始 (12月28日～1月4日)
- 問合せ先** 戸塚環境センター (川口市大字藤兵衛新田290)  
TEL 048-295-0131

施設利用状況

年 度	利用者数(人)	利用料金(円)	稼働日数(日)
令和2年度	107	10,700	8
令和3年度	10,144	865,180	277
令和4年度	12,114	1,053,340	264
令和5年度	13,474	1,193,160	277
令和6年度	13,145	1,212,700	271



厚生会館案内図

※令和4年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10時～12時30分および13時30分～16時の2部入れ替え制で運営しております。

# 8 環境保全対策

## ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、ごみ焼却の際に不完全燃焼が起きると発生しやすくなると言われています。

そのため、戸塚環境センターでは、焼却内の温度を常時850℃以上の高温に維持し、ごみを完全燃焼させることによりダイオキシン類の発生を最小限に抑えています。

朝日環境センターでは流動床式ガス化溶融システムを採用しており、溶融炉において1,350℃の高温で燃焼させることによりダイオキシン類を大幅に低減しています。

### ◆ダイオキシン類対策特別措置法によるごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類

(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

燃焼室の処理能力(注1)	新設施設	既存施設(注2)
4t/時以上	0.1	1
2t/時～4t/時以上	1	5
2t/時未満	5	10

(注1) 施設の規模ではなく、燃焼室(炉)の規模に値が設定されています。

(注2) 平成14年12月から当面の間

### ◆戸塚環境センター、朝日環境センターのダイオキシン類濃度測定結果

測定年月	排ガス (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		排出水 (pg-TEQ/L)	集じん灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)
	3号炉	4号炉			
令和6年5月	0.00073	-	-	-	-
令和6年8月	0.02	0.017	0.0022	0.12	0.000050
令和6年10月	-	0.026	-	-	-
令和6年12月	0.0086	0.017	-	-	-
令和7年2月	0.061	0.0092	0.0047	0.13	0.00024
環境保全管理値	1以下		10以下	3以下	

測定年月	排ガス (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			排出水 (pg-TEQ/L)	固化灰 (ng-TEQ/g)
	A号炉	B号炉	C号炉		
令和6年4月から 令和6年5月	0.00063	0.00031	0.000051	-	-
令和6年7月から 令和6年8月	0.00028	0.00098	0.000022	0.8	0.00031
令和6年10月から 令和6年12月	0.00000006	0.00069	0.000024	0.14	0.000087
令和7年3月	-	-	-	-	-
環境保全管理値	0.05以下			10以下	3以下

※朝日環境センターごみピット内火災によるクレーン故障のためによる運転停止につき、令和7年3月分測定は中止となります。

※固化灰…溶融飛灰を固化したもの

TEQ…ダイオキシン類はいろいろな種類があり、それぞれ毒性の強さが違います。そこで、最も毒性の強いダイオキシンに換算したものがTEQとなります。

## ダイオキシン類の削減に向けて

川口市では、ダイオキシン類対策特別措置法による規制基準を達成するために焼却施設の統廃合等を行って、ごみの焼却処理により発生するダイオキシン類の計画的な削減を進めています。

### ■市内のごみ焼却施設■

- ・戸塚環境センター (川口市大字藤兵衛新田 290 番地)
- ・朝日環境センター (川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号)

ごみ焼却により発生するダイオキシン類は、ごみを減らすことでも発生する量を抑制できます。

私たち一人ひとりの心がけで、ごみを減らしていくことが大切です。

## 焼却炉の規制について

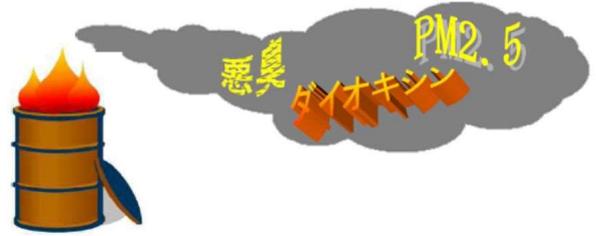
有害物質による汚染を防止するため、法律や埼玉県条例で、焼却炉の規模に応じ、排出基準、構造基準、維持管理基準が定められています。

また、事業者が焼却炉を設置する場合、届出が必要です。

(問い合わせ) 環境保全課

## 野外焼却の禁止について

適正な焼却炉を使用しないで、野外でごみを燃やすこと(野外焼却)は、悪臭や煙で周辺にお住まいの方々に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシンやPM2.5の発生原因となるため、法律や埼玉県条例で禁止されています。ごみは適正に処分してください。



(問い合わせ) 環境保全課

## 9 散乱防止と不法投棄防止対策

### 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例

川口市では清潔できれいな街をつくり、快適な都市環境を確保するため「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、対策に努めています。

この条例では、市民・事業者・行政が一体となって散乱防止のための役割分担のほか、飲料容器等の投棄行為の禁止、環境美化の促進に関する施策を実施しています。

(問い合わせ) 収集業務課

### 川口市まち美化促進プログラム

川口市では「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」で規定するアダプトプログラムの手法を取り入れた環境美化の促進に関する施策として「川口市まち美化促進プログラム」を行っています。

市民や事業者の方々と共に清潔できれいな街をつかっていくため、市民や事業者の方々が行う自主的な美化活動が積極的にサポートしています。

この施策に基づき、21団体(令和7年4月1日現在)の方々ボランティアによる美化活動を実施していただいています。

(問い合わせ) 収集業務課



### 不法投棄防止対策

清潔できれいな街づくりを推進するため、市民やクリーン推進員からの情報提供に加え、不法投棄の多い場所を中心に、市職員2人1組の2班体制による不法投棄物の収集とパトロール、警備業者への委託によるパトロールを実施しています。

また、令和6年度は5月30日から6月5日までを「川口市ごみ不法投棄監視ウィーク」として、駅頭キャンペーンや不法投棄監視活動を実施しました。

(問い合わせ) 収集業務課

### 不法投棄に関する連絡先

不法投棄の場所	連絡先
一般ごみ及び 資源物ステーション	収集業務課(家庭系) TEL 048-446-7525 資源循環課(事業系一般廃棄物) TEL 048-228-5370
河川及び河川敷	河川課 TEL 048-280-1209
道路上	道路管理課 TEL 048-280-1213
緑地帯・公園内	公園課 TEL 048-242-6338
川口市所有地 (駐車場・空き地等の 市有地) ※私有地は含みません。	管財課 TEL 048-258-1248 ※または、その市有地を 管理する課

**不法投棄されている場所によって連絡先が異なりますのでご注意ください。**

連絡する場合は現場の住所と投棄物の種類をお伝えください。

私有地の場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、土地の管理者が処理してください。

不法投棄されない環境づくりに努めましょう。

### 路上喫煙の防止等に関する条例

川口市では、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境の確保のため、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しました。内容は、市内全域の道路や公園などの公共の場所で喫煙を自粛していただく努力義務を定め、喫煙者の喫煙マナー向上を目指すものです。

あわせて、市域の駅周辺等を路上喫煙禁止地区に指定し、その地区内での路上喫煙を禁止しています。同地区内では指定喫煙所以外の路上等での喫煙そのものを禁止するとともに路上喫煙者への指導を行っています。

令和3年6月に「川口市路上分煙基本計画」を策定し、禁止地区の指定要件を決定の上、禁止地区を指定していない駅周辺について検討しました。その結果、市域の全駅周辺を禁止地区として指定し、1箇所以上の喫煙所を設置しています。

今後も、非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる様々な分煙対策を実施していきます。

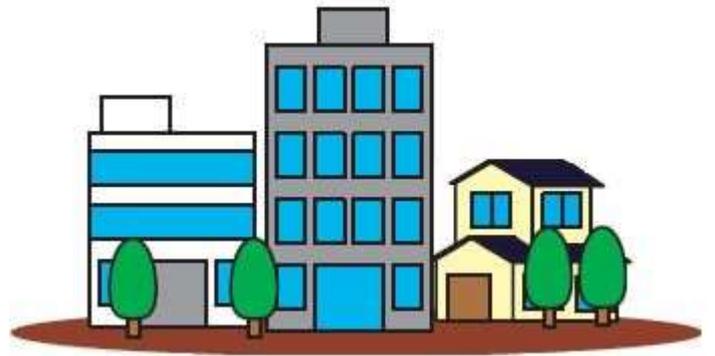
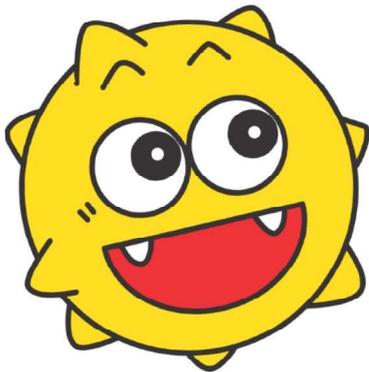
(問い合わせ) 資源循環課

# 10 し尿の処理

市内で収集した、し尿と浄化槽汚泥は平成22年4月から鳩ヶ谷衛生センターで処理を行っています。し尿と浄化槽汚泥の収集量は、下水道の普及にともない減少傾向にあります。令和6年度は、し尿が2,493k1(770世帯分)、浄化槽汚泥が31,382k1(45,153世帯分)、合計で33,875k1(45,923世帯分)でした。

## 処理量の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	人口(人)	1,986	1,844	1,667	1,537	1,408
	世帯数(世帯)	1,079	1,003	913	837	770
	処理量(kl)	3,536	3,284	3,185	2,712	2,493
浄化槽汚泥	人口(人)	101,890	99,629	98,192	96,990	95,177
	世帯数(世帯)	45,500	45,399	45,286	45,359	45,153
	処理量(kl)	32,962	33,288	32,303	31,998	31,382



# 1.1 施設概要

ごみ焼却施設（令和6年4月1日現在）

名 称		戸塚環境センター		朝日環境センター
所 在 地		川口市大字藤兵衛新田290番地		川口市朝日4丁目21番33号
敷 地 面 積		51,865.8㎡		31,025.27㎡(リサイクルプラザ棟含)
建 築 規 模	施 設	西棟		
	建 物	地上5階・地下1階		地上5階・地下1階
	建 築 面 積	4,714㎡		9,542.97㎡
	延 床 面 積	11,885㎡		24,800.52㎡
焼 却 炉		3号炉	4号炉	A号炉・B号炉・C号炉
竣 工		平成6年3月	平成2年1月	平成14年11月
総 工 事 費		4,398,100千円	7,216,905千円	13,125,000千円
焼 却 能 力		150t/24h	150t/24h	420t/24h(140t/24h×3炉)
形 式		全連続燃焼式ストーカ炉		流動床式ガス化溶融炉
ごみピット容量		4,000㎡		10,500㎡
余 熱 利 用 設 備	発 電	2,200kW	2,200kW	12,000kW
	場 内	給湯・暖房		給湯
	場 外	厚生会館給湯		リサイクルプラザ棟給湯
備 考		平成22年12月から平成25年2月まで戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修工事を実施。 総工事費:6,324,150千円(クレーン改修工事含む)		-

## 破碎処理施設

名 称		戸塚環境センター 粗大ごみ処理施設	
所 在 地		川口市大字藤兵衛新田290番地	
敷 地 面 積		51,865.8㎡	
建 築 規 模	施 設	管理事務所 工場棟	
	建 物	地上2階	
	建 築 面 積	633㎡	
	延 床 面 積	969㎡	
竣 工		昭和50年2月	
総 工 事 費		390,097千円	
破 碎 処 理 能 力		75t/5h	
形 式		横型スイングハンマ方式	
ピ ッ ト 容 量		120㎡	

資源化処理施設・啓発施設・余熱利用施設

名	称	リサイクルプラザ			
建築規模	建物	地上5階・地下1階			
	建築面積	3,551.16㎡			
	延床面積	17,483.93㎡			
竣工		平成14年11月			
総工事費		6,609,750千円			
処理施設	設備	びん類処理ライン	かん類処理ライン	ペットボトル処理ライン	プラスチック製容器包装等処理ライン
	処理能力	35t/5h	31t/5h	9t/5h	20t/5h
啓発施設		リサイクルショップ、リサイクル工房、展示ホール、図書・ビデオライブラリー、研修室等			
余熱利用施設		20mプール、幼児プール、男女別浴室、ジャグジー、ミストサウナ、休憩室等			
その他		新エネルギー設備(屋上)			

鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場

名	称	鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場	
所在地		川口市八幡木3丁目18番地の11	
敷地面積		2,681.42㎡	
建築規模	施設	計量棟	分別場
	建物	鉄骨造 平屋建て	鉄骨造 平屋建て
	建築面積	165㎡	464㎡
竣工		平成30年3月	
総工事費		232,762千円	

し尿処理施設

名	称	鳩ヶ谷衛生センター	
所在地		川口市八幡木3丁目18番地の11	
敷地面積		19,755.03㎡	
建築規模	施設	地上3階・地下1階	
	建築面積	1,272.337㎡	
	延床面積	2,115.776㎡	
処理方式		前脱水+標準脱窒素処理+高度処理	
竣工		平成22年3月	
総工事費		1,272,600千円	
処理能力		140kl/日(し尿28kl/日、浄化槽汚泥112kl/日)	
受入槽容量		し尿受入槽(25.8㎡)、浄化槽汚泥受入槽(86.0㎡)	
放流水質		ph:5.8~8.6 BOD:20mg/l以下 大腸菌群数3,000個/cm <sup>3</sup> 以下(計画値)	
トラックスケール		1基(秤量25t)	

# 12 こんなこと、こんなときは

## 多量ごみについて

引っ越しなどの一時多量ごみは戸塚環境センター、朝日環境センターまたは鳩ヶ谷衛生センターに自己搬入するか、川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。許可業者以外が一般廃棄物を収集運搬することは違法です。

なお、搬入物によって自己搬入先が異なりますのでご注意ください。

- (問い合わせ) 戸塚環境センター (自己搬入について)  
朝日環境センター (自己搬入について)  
鳩ヶ谷衛生センター(自己搬入について)  
資源循環課 (一般廃棄物収集運搬業許可業者について)

## 事業用建築物の建設に際して

事業用建築物の建築予定者は、事業系一般廃棄物に関する再生利用対象物及び廃棄物の保管場所を設置し、建築確認申請前に届出をする必要があります。

事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者は、事業系一般廃棄物減量計画書及び管理責任者の選任の届出をしてください。

(問い合わせ) 資源循環課

## 集団資源回収助成金について

集団資源回収団体の登録を受けた町会や自治会、PTA等の団体を対象に回収重量1kgにつき10円の助成金を交付しています。

登録を受けようとする団体は、登録申請書により申請してください。

(問い合わせ) リサイクルプラザ

## 犬・猫などの小動物死体について

犬・猫などの小動物死体は、原則として飼いが処理することになっていますが、自ら処分できないときは届出に基づいて市が処理します。

収集、運搬及び処分手数料はそれぞれ下表のとおりです。

区分	対象	手数料
犬・猫及びその他の小動物	収集・運搬	1回につき1,140円
	処分	1体につき4,380円

(問い合わせ) 収集業務課 (収集・運搬について)  
戸塚環境センター(処分について)  
朝日環境センター(処分について)

## 一般ごみ、資源物ステーションの設置等について

一般ごみ、資源物ステーションを新たに設置、廃止または移動する場合、町会・自治会長は地域のかたと相談のうえ、事前に届出を行ってください。

(問い合わせ) 収集業務課

## 開発事業、共同住宅等の一般廃棄物等保管場所設置について

10戸以上の共同住宅、長屋及び一団の住宅を建設する際は、一般廃棄物等の保管場所設置について事前に協議が必要となりますので届出を行ってください。

また、10戸未満の共同住宅及び長屋を建設する際や、一般廃棄物等保管場所の設置がない既存の共同住宅及び長屋についても、保管場所を敷地内に設置するように努めていただき、設置するときは事前に協議が必要となりますので届出を行ってください。

(問い合わせ) 収集業務課

## 浄化槽について

浄化槽は、設置後の管理を怠ると汚水が浄化されず、悪臭が発生したり汚物が流れ出てしまいます。維持管理(清掃・保守点検・法定検査)は各業者に依頼のうえ、適正に行ってください。

項目	回数	依頼先
清掃	年1回以上	市の許可業者
保守点検	種類や規模ごとの回数	市の登録業者
法定検査	年1回	県の指定検査機関

(問い合わせ) 環境保全課

## リサイクルショップ

リサイクルプラザ3階のリサイクルショップでは、不要になったものを無償でお譲りいただき、必要とされるかたに無料で差しあげています。

また、リサイクル工房で再生した家具類を競争入札により販売しています。

(問い合わせ) リサイクルプラザ

## し尿の汲み取りについて

汲み取りの回数は原則として、月2回です。手数料は下表のとおりです。

普通世帯	月額 1世帯につき480円と 1人につき220円を加えた額
生活保護を受けている世帯	月額 1人につき40円 (減免制度あり)
多数の者が利用する施設	36リットルにつき270円

※改良便所を使用する世帯については、便槽1槽につき月額260円が加算されます。

(問い合わせ) 鳩ヶ谷衛生センター

## ふれあい収集について

高齢や障害等により、家庭ごみをステーションに運びだすことが困難な市民を対象に、毎週1回、指定の曜日に一般ごみ、資源物、有害ごみ、乾電池を戸別収集するとともに、希望者には声かけによる安否確認を行います。

利用を希望されるかたは、ふれあい収集利用申請書により申請してください。

(問い合わせ) 収集業務課

## 携帯電話の拠点回収について

携帯電話には希少金属(レアメタル)が多く含まれています。レアメタルを回収し、資源として活用することの重要性を知っていただくため、退蔵されている携帯電話の拠点回収を実施しています。

携帯電話を廃棄する時は、販売店に返却いただくか、下記の回収拠点に設置されている回収ボックスに入れてください。なお、個人情報保護のため、データを完全に消去してからお出してください。

収集場所：市役所第一本庁舎ロビー  
各支所  
東川口駅前行政センター  
各図書館  
鳩ヶ谷庁舎エントランスホール  
リサイクルプラザ棟3階エレベーターホール

(問い合わせ) 資源循環課

## 資源物の持ち去りについて

資源物ステーションに出された資源物の所有権は市にあることを条例で定めており、市が指定する者以外が資源物ステーションから資源物を持ち去ることは禁止されています。持ち去り行為を目撃したときは車両の種類、ナンバー、日時などを控えて警察へ通報し、収集業務課にも連絡してください。

なお、現場で注意することはトラブルに発展することがありますのでお控えください。

(問い合わせ) 収集業務課

## あき地の適正な管理について

あき地の所有者のかたは、適正な管理を行ってください。あき地に雑草が生い茂りますと、害虫の発生やごみの不法投棄などで近隣の生活環境を損ないます。計画的に雑草の処理を行うようご協力ください。

(問い合わせ) 環境保全課

## 環境月間と3R推進月間のイベントについて

地球温暖化対策活動および3R推進活動の一環として、毎年6月の環境月間および10月の3R推進月間に各種イベント等を開催しています。イベントの内容につきましては、市のホームページ、広報紙等でお知らせいたしますのでご確認ください。

(問い合わせ)

6月の環境月間・・・環境総務課

10月の3R推進月間・・・資源循環課

リサイクルプラザ

## 小型家電リサイクル法への対応について

小型家電に含有される金や銅、レアメタルなどの有用金属を有効利用するため、小型家電のリサイクルを平成25年4月の法律の施行に合わせて実施しています。

市民の皆さまから排出された資源物及び粗大ごみの中から、市の施設で小型家電を選別し、国の認定を受けた事業者へ売却、再資源化しています。

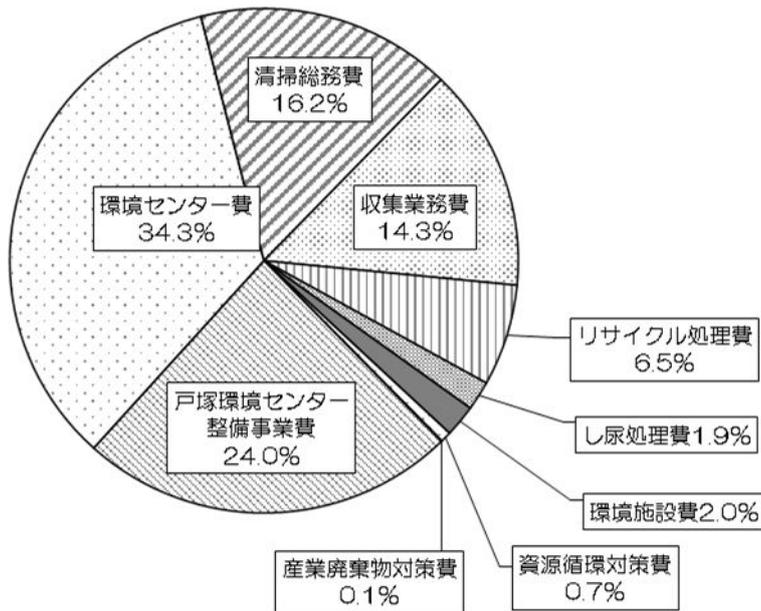
(問い合わせ) 資源循環課

# 13 決算

環境部清掃部門一般会計歳出決算見込み（令和6年度）

清掃費総額 13,816,511千円

（し尿処理費を除く 13,557,626千円）



環境センター費	4,743,991 千円
清掃総務費	2,245,790 千円
収集業務費	1,975,013 千円
リサイクル処理費	899,757 千円
し尿処理費	258,885 千円
環境施設費	282,443 千円
資源循環対策費	94,557 千円
産業廃棄物対策費	6,460 千円
戸塚環境センター整備事業費	3,309,615 千円

人口・世帯数（令和7年3月31日現在）

人口…607,943人

世帯数…308,606世帯



1世帯あたり 44,771円（43,932円）



1人あたり 22,727円（22,301円）

※（ ）はし尿処理費を除いた金額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
清掃費の推移	9,118,658千円	11,571,002千円	13,404,858千円	12,724,895千円	13,816,511千円
1人あたり	15,004円	19,124円	22,161円	20,954円	22,727円
1人あたり（し尿処理費を除く）	14,602円	18,759円	21,632円	20,553円	22,301円
1世帯あたり	30,860円	39,020円	44,746円	41,804円	44,771円
1世帯あたり（し尿処理費を除く）	30,032円	38,276円	43,678円	41,005円	43,932円

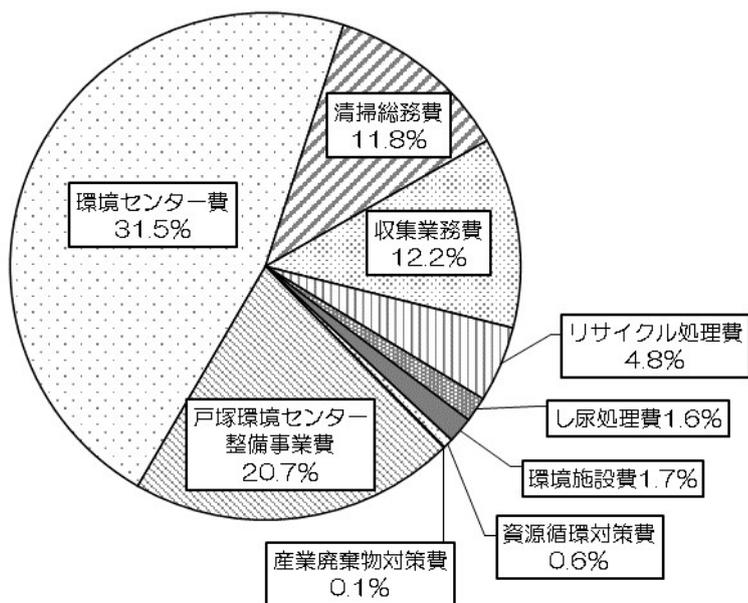
# 14 予算

## 環境部清掃部門一般会計歳出予算（令和7年度当初）

清掃費総額 19,296,676千円

（し尿処理費を除く 18,988,537千円）

一般会計予算額（273,720,000千円）



環境センター費	8,995,678千円
清掃総務費	2,274,848千円
収集業務費	2,347,751千円
リサイクル処理費	935,201千円
し尿処理費	308,139千円
環境施設費	318,397千円
資源循環対策費	121,137千円
産業廃棄物対策費	9,963千円
戸塚環境センター整備事業費	3,985,562千円

人口・世帯数（令和7年4月1日現在）

人口…607,943人

世帯数…308,606世帯



1世帯あたり 62,529円（61,530円）



1人あたり 31,741円（31,234円）

※（ ）はし尿処理費を除いた金額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
清掃費の推移	10,022,181千円	12,656,856千円	13,387,841千円	16,825,985千円	19,296,676千円
一般会計に占める割合	4.8%	5.8%	5.7%	6.6%	6.6%
1人あたり	16,490円	20,918円	22,133円	27,707円	31,741円
1人あたり（し尿処理費を除く）	16,104円	20,388円	21,706円	27,267円	31,234円
1世帯あたり	33,917円	42,682円	44,689円	55,277円	62,529円
1世帯あたり（し尿処理費を除く）	33,123円	41,601円	43,827円	54,400円	61,530円

# 15 清掃事業の歴史

明治	33.	3	汚物掃除法制定公布
	33.	4	汚物掃除法施行
昭和	5.	5	汚物掃除法の一部改正（し尿の収集・処分は市の義務となる）
	8.	4	市制施行
	8.	5	川口市衛生組合設立
	13.	3	厚生課衛生係に川口市衛生組合を移管
	13.	10	青木清掃工場竣工（固定炉17.5t/日1号炉）
	23.	8	川口市衛生組合解散
	23.	9	川口市清掃条例を制定
	26.	4	ごみ箱収集から各戸収集に変更、週1回の手引車収集を実施し、一定の場所から自動車運搬
	29.	7	清掃法施行（汚物掃除法廃止）
	29.	10	箱型手引車からリヤカー・籐籠による作業に切り替え
	30.	6	ごみ搬出用自動車購入・し尿車購入
	31.	6	厨芥処理車購入、本町1、3、4丁目、金山町の4地区をモデルケースとして6月26日から作業開始 この4地区を厨芥と雑芥に区別して処理を実施
	32.	6	青木清掃工場拡張竣工（固定炉17.5t/日2号炉）
	32.	8	バケツ式タンブカー購入（県内初）
	35.	11	し尿の汲み取り地区を区分して収集
	36.	6	回収車2台購入、オルゴール呼びかけ収集実施
	38.	8	川口市部課設置条例が施行され民生部清掃課となる
	39.	6	青木清掃工場固定炉1号炉を廃止し、全連続式150t/日1号炉設置
	44.	11	青木清掃工場固定炉2号炉を廃止し、全連続式150t/日2号炉設置
	45.	3	青木環境センター 厚生福祉施設（青年会館）完成
	45.	4	衛生部を新設
	46.	9	廃棄物処理法施行（清掃法廃止）
	47.	1	廃棄物の処理および清掃に関する条例施行（川口市清掃条例廃止）
	47.	4	し尿処理施設100kℓ/日新設（嫌気性処理）運転管理委託開始
	47.	9	青木清掃工場に環境管理事務所落成
	48.	4	ごみ追放運動開始、側溝ごみ収集実施
	48.	7	一般ごみステーション収集開始（青木町4丁目、鶴ヶ丸町会）
	48.	8	青木清掃工場に電気集塵器2基完成
	49.	6	廃棄物処理事業運営審議会設置条例制定
	49.	9	浸水時の応急汲み取り対策と料金の基準制定
	50.	3	粗大ごみ処理施設完成
	50.	4	粗大ごみの定期収集実施（年2回）
	51.	3	環境整備センター（戸塚清掃工場および付属施設）完成
	51.	4	戸塚清掃工場稼働に伴い青木清掃工場一時休止 直営であった公共施設のし尿汲み取り委託を開始
	51.	12	厚生会館完成
	52.	4	厚生会館設置および管理条例施行
	53.	10	青木清掃工場焼却再開 資源回収（モデル地区）運動開始
	54.	4	公衆便所清掃を委託開始 集団資源回収運動全域実施
	54.	8	びん・かん収集ステーション50ヶ所を設けモデル収集開始
	55.	1	し尿処理施設100kℓ/日新設（好気性処理）
	55.	4	びん・かんステーション収集を市内全域実施
	57.	4	衛生部を改め環境部に名称変更
	57.	10	リサイクルセンター操業開始
	59.	3	し尿処理施設脱臭設備完成
	59.	8	廃乾電池拠点収集実施
	60.	7	焼却灰の処分委託実施
	60.	10	浄化槽法全面施行
	61.	7	グリーンセンター内に空き缶回収機を設置しデポジット作戦開始
	62.	6	戸塚清掃工場西棟増設工事開始
平成	2.	1	戸塚清掃工場西棟150t/日4号炉完成
	2.	3	第1次一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理）策定
	2.	4	環境整備センター組織を廃止し環境管理課、環境業務課、戸塚清掃工場、青木清掃工場、領家処理場の5課体制となる 粗大ごみ年6回収集を実施 集団資源回収の助成金額を1kgにつき10円にする
	3.	1	ごみ減量キャンペーン（リサイクリング川口）を展開
	3.	4	戸塚清掃工場、青木清掃工場および領家処理場をそれぞれ戸塚環境センター、青木環境センターおよび領家衛生センターに名称を変更する 紙バック拠点収集と有害ごみ（蛍光灯、水銀体温計）ステーション収集を開始する
	3.	10	廃棄物処理法改正公布 再生資源利用促進法施行
	4.	3	第1次一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）策定
	4.	4	生ごみ処理容器購入費補助金制度実施
	4.	7	事業系一般ごみ処理手数料、動物死体処理手数料およびし尿汲み取り手数料改正 廃棄物処理法改正施行
	5.	1	金属類ステーション収集を実施
	5.	3	第2次一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）策定 第1次ごみ減量化行動計画策定

平成	5.	6	一般ごみ、有害ごみの収集地区全面見直し
	6.	2	ペットボトル・繊維類モデル地区収集開始
	6.	3	戸塚環境センター西棟150t/日3号炉完成
	6.	4	朝日環境センター建設室を設置
	6.	7	ペットボトル・繊維類収集を全域で実施
	7.	2	事業系一般ごみの黄色半透明袋本格実施 川口市クリーン推進員制度発足
	7.	4	家庭系一般ごみの無色透明・白色半透明袋本格実施
	7.	7	川口市廃棄物の減量および適正処理に関する条例施行 （廃棄物の処理及び清掃に関する条例廃止。廃棄物処理事業運営審議会設置条例廃止） 廃棄物対策審議会設置 エコリサイクル推進委員会設置
	7.	10	エコリサイクル推進事業所登録制度開始
	7.	11	リサイクルセンターにカレット粉砕設備導入
	8.	6	第1期分別収集計画策定
	9.	3	第3次一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）策定 第2次ごみ減量化行動計画策定
	9.	4	容器包装リサイクル法本格施行
	9.	12	し尿海洋投入を終了
	10.	4	環境管理課を2課に分離及び朝日環境センター建設室を廃止し、環境企画課、環境対策課を設置する 環境業務課を収集業務課に名称変更する
	10.	5	家電リサイクル法制定
	10.	9	川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行
	11.	3	第2次一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）策定
	11.	4	環境企画課を分離し、朝日環境センター建設室を再設置 川口市環境基本条例施行
	11.	6	第2期分別収集計画策定
	11.	8	仮称朝日環境センターごみ焼却処理施設建設工事開始
	11.	12	仮称朝日環境センターリサイクルプラザ棟建設工事開始
	12.	2	本庁舎等で、ISO14001審査登録
	12.	4	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例施行 容器包装リサイクル法完全施行
	12.	6	循環型社会形成推進基本法公布・施行 再生資源利用促進法改正（資源有効利用促進法に名称変更） 廃棄物処理法改正
	12.	10	鳩ヶ谷市の事業系可燃ごみを一部受け入れ開始
	12.	11	天然ガス塵芥車、アイドリングストップ塵芥車納車
	13.	3	川口市環境基本計画策定
	13.	4	家電リサイクル法本格施行 グリーン購入法施行 改正浄化槽法施行 粗大ごみの収集有料化開始 鳩ヶ谷市の可燃ごみを全面受け入れ開始
	13.	5	食品リサイクル法施行
	14.	2	川口市地球温暖化対策実行計画策定
	14.	3	第4次一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）策定
	14.	4	環境企画課、環境対策課の2課を廃止し、環境総務課、廃棄物対策課を設置
	14.	5	建設リサイクル法完全施行
	14.	6	第3期分別収集計画策定
	14.	8	資源ごみの新分別収集にかかるモデル収集（10地区）を開始
	14.	11	青木環境センターを廃止、戸塚環境センター東棟を休止 朝日環境センター、リサイクルプラザ完成 鳩ヶ谷市・川口市一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する協議書締結
	14.	12	資源ごみの新分別収集全域開始 びん・飲料かんのカゴによる回収を終了し、無色透明袋による収集を実施
	15.	4	プラスチック製容器包装の収集を月2回から週1回に変更 川口市環境物品等の調達に関する基本方針に基づき全庁的にグリーン購入を開始 廃棄物処理法改正
	15.	10	パソコンリサイクル開始
	15.	12	粗大ごみのインターネット受付開始 インターネットによるステーション検索システム稼働 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を改正し、「資源ごみ」から「資源物」と表記を変更し、資源物の持ち去り行為を禁止
	16.	3	ごみ処理施設をISO14001に追加登録
	16.	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正
	17.	3	第4期分別収集計画策定
	17.	5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正 乾電池の収集方法変更、拠点収集開始 川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例改正施行
	17.	6	「平成16年新潟県中越地震」に伴う川口町災害廃棄物処理支援実施
	17.	8	「平成17年川口市集中豪雨」に伴う災害廃棄物処理実施
	17.	12	路上喫煙禁止地区の指定
	18.	4	粗大ごみ受付業務委託実施
	18.	6	全国ごみ不法投棄監視ウィーク実施

- 平成 18. 11 路上喫煙禁止地区変更
19. 3 第5次一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）策定  
川口市地球温暖化対策地域推進計画策定
19. 6 第5期分別収集計画策定
19. 8 第2次川口市地球温暖化対策実行計画策定
19. 9 「平成19年台風9号」に伴う災害廃棄物処理実施
19. 10 路上喫煙禁止地区の変更
20. 3 川口市レジ袋削減会議設置  
川口市環境基本計画改訂  
川口市災害廃棄物処理計画策定  
戸塚環境センター東棟を廃止
20. 6 鳩ヶ谷市し尿処理施設改修工事開始（90kl/日から140kl/日）※現鳩ヶ谷衛生センター
20. 7 川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定締結
20. 11 川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定締結事業者市内店舗においてレジ袋無料配布中止の取り組み開始
21. 3 川口市・鳩ヶ谷市レジ袋削減会議設置  
川口市環境学習指針策定
21. 4 組織改正（環境施設課を設置し、領家衛生センターを同課に編入）  
（環境総務課推進係を地球高温暖化対策係に名称変更）  
家庭ごみ収集日情報メール配信サービス開始  
特定家庭用機器再商品化法政令改正（対象機器の追加）
21. 8 「平成21年川口市集中豪雨」に伴う災害廃棄物処理実施
21. 9 旧青木環境センター焼却施設解体工事開始
21. 10 川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則施行  
「平成21年台風18号」に伴う災害廃棄物処理実施
22. 2 川口市・鳩ヶ谷市一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する協議締結
22. 3 使用済み携帯電話モデル拠点回収開始  
鳩ヶ谷市し尿処理施設改修工事完了（90kl/日から140kl/日）※現鳩ヶ谷衛生センター
22. 4 環境総務課環境マネジメントシステム担当を地球高温暖化対策係に統合  
鳩ヶ谷市にし尿処理の事務を委託（し尿の広域処理開始）
22. 6 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行  
ふれあい収集開始  
第6期分別収集計画策定  
領家衛生センター廃止
22. 7 路上喫煙禁止地区の変更
22. 9 旧鳩ヶ谷市環境センター焼却施設解体工事開始（現鳩ヶ谷衛生センター内）
22. 12 戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修工事開始  
旧青木環境センター焼却施設解体工事完了
23. 3 「東日本大震災」に伴う災害廃棄物処理実施  
第2次川口市環境基本計画策定
23. 4 川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例改正施行
23. 7 「川口市家庭ごみの分け方・出し方」全戸配布
23. 8 使用済み携帯電話回収拠点拡大
23. 9 川口市地球高温暖化対策実行計画（区域施策編）策定  
第3次川口市地球高温暖化対策実行計画（事務事業編）策定  
旧鳩ヶ谷市環境センター焼却施設解体工事完了（現鳩ヶ谷衛生センター内）
23. 10 鳩ヶ谷市と合併
24. 2 使用済み携帯電話回収拠点拡大（鳩ヶ谷庁舎エントランスホール）
24. 3 インクカートリッジ燃焼プロジェクトに参加  
「川口市家庭ごみの分け方・出し方」全戸配布（鳩ヶ谷地域）
24. 7 路上喫煙禁止地区の変更
25. 2 戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修工事完了
25. 3 第6次川口市一般廃棄物処理基本計画策定
25. 4 組織改正（地球高温暖化対策室を設置）  
小型家電リサイクルを開始  
路上喫煙禁止地区の指定
25. 5 川口市地球高温暖化防止活動推進センターの開所
26. 2 鳩ヶ谷庁舎、鳩ヶ谷衛生センターをIS014001に追加登録
26. 3 川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画策定
26. 4 事業系廃棄物の処理手数料・動物の死体処理手数料の引き上げ及び家庭から排出される特定の品目別手数料の新設  
第7期分別収集計画策定  
路上喫煙禁止地区の変更
26. 7 剪定枝破砕機貸出事業開始  
ハイブリッド塵芥車初導入（7月～12月）
27. 2 IS014001規格認証返上
27. 3 川口市災害廃棄物処理計画改訂  
青木収集事務所車庫（新設）完成（太陽光発電10kW導入）  
第2車庫使用終了
27. 4 「ごみの分け方や出し方」等についての情報を知ることが出来るWebアプリケーションを公開
27. 12 クリーンディーゼル塵芥車初導入
28. 2 小型家電リサイクル法認定事業者リネットジャパン株式会社と協定を締結
28. 3 第4次川口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
28. 4 地球高温暖化対策室を地球温暖化対策室に名称変更する  
川口市地球高温暖化防止活動推進センターを川口市地球温暖化防止活動推進センターに名称変更する
28. 11 災害協定の締結（収集業務課、鳩ヶ谷衛生センター）
29. 3 旧領家衛生センター跡地（現状有姿）売却
29. 4 廃棄物対策課より収集業務課にまち美化係移管
29. 10 旧青木環境センター 厚生福祉施設（青年会館）解体工事完了

- 平成 29. 12 川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例改正施行
30. 3 鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場完成（太陽光発電5.5kW導入）  
第3次川口市環境基本計画策定  
川口市地球温暖化対策実行計画策定  
川口市地球温暖化防止活動推進センター 5か年の指定期間終了
30. 4 組織改正（中核市移行に伴い、産業廃棄物対策課を設置）  
（廃棄物対策課を資源循環課に名称変更）  
（環境施設課に建設準備担当を設置）  
川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則改正施行  
川口市環境関係事務手数料条例施行  
川口市廃棄物処理施設の設置等に関する条例施行
30. 9 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例改正施行
30. 12 路上喫煙禁止地区の変更
31. 4 組織改正（地球温暖化対策室を廃止し、環境総務課地球温暖化対策係に再編）  
（自然保護対策室を設置）  
川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行  
路上喫煙禁止地区の変更
- 令和 元. 6 川口市地球温暖化防止活動推進センターの再開  
第9期分別収集計画策定
- 元. 10 「令和元年東日本台風」に伴う災害廃棄物処理実施
- 令和 2. 3 第7次一般廃棄物処理基本計画策定
2. 4 組織改正（環境施設課建設準備担当を廃止し、新戸塚環境センター建設室を設置）  
改正浄化槽法施行
3. 4 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則改正施行  
川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則改正施行  
川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行規則改正施行
3. 6 川口市路上分煙基本計画策定
3. 9 戸塚環境センター施設整備工事開始
3. 10 路上喫煙禁止地区の指定  
「令和3年10月7日地震」に伴う災害廃棄物処理実施
3. 12 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例廃止  
川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行規則廃止
4. 3 川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画（改訂）策定
4. 10 路上喫煙禁止地区の指定
5. 2 家庭ごみの自己搬入予約制を開始  
戸塚収集事務所の新設
5. 3 第2次川口市地球温暖化対策実行計画策定
5. 4 自然保護対策室を自然保護対策課に名称変更する
6. 1 路上喫煙禁止地区の指定および拡大
6. 5 川口市路上分煙基本計画2024（改訂）策定
6. 12 川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則改正施行
7. 1 朝日環境センター火災に伴う外部委託処理実施
7. 3 環境保全課分析センター廃止
7. 4 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行  
川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則改正施行



川口市マスコット「きゅぼらん」

# 16 環境部の役割分担

## 環境総務課

環境に関する施策の企画・計画・進捗管理、調査研究、地球温暖化対策の推進・啓発・支援、地球温暖化防止活動推進センターに関すること。

## 自然保護対策課

生物多様性の保全及び啓発、有害鳥獣駆除のための捕獲許可などに関すること。

## 環境保全課

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下及び悪臭の防止並びにダイオキシン類の対策、公害関係法令に基づく届出、浄化槽の届出・維持管理指導、あき地の環境保全などに関すること。

## 資源循環課

廃棄物処理の企画・計画・統計、調査研究、指導・相談、広報普及、クリーン推進員、一般廃棄物処理業の指導監督・許可、事業系一般廃棄物の適正処理、路上喫煙の防止に関すること。

## 産業廃棄物対策課

産業廃棄物に関する許可・指導監督、自動車リサイクル法に関する登録・許可・指導監督、土砂の堆積に関する許可・指導監督、PCB 廃棄物の適正処理に関することなど。

## 環境施設課

廃棄物処理施設の建設計画や連絡調整、廃棄物焼却技術等の調査研究などに関すること。

## 新戸塚環境センター建設室

戸塚環境センター東棟、粗大ごみ処理施設、環境啓発棟の建設など、新戸塚環境センターの整備に関すること。



川口市地球温暖化防止  
キャラクター「クールン」

## 収集業務課

廃棄物（一般ごみ）・資源物の収集運搬、ごみステーションの設置協議等、小動物死体の収集受付、粗大ごみの収集受付、ふれあい収集、ごみの散乱防止や家庭系廃棄物の不法投棄などに関すること。

## 戸塚環境センター

廃棄物の受理及び搬入指導、焼却・破碎施設の運転管理、廃棄物焼却技術等の調査研究、廃棄物処理手数料、焼却灰、不燃物等に関すること。厚生会館の運営などに関すること。

## 朝日環境センター

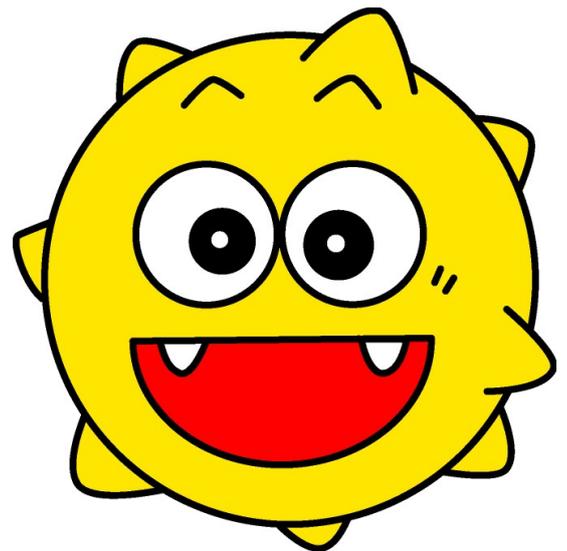
廃棄物の受理及び搬入指導、焼却施設の運転管理、廃棄物焼却技術等の調査研究、廃棄物処理手数料、焼却灰、不燃物等に関すること。

## リサイクルプラザ

資源物の搬入・搬出・処分、啓発施設の運営、集団資源回収、資源化処理施設の運転管理、資源化技術の調査研究、余熱利用などに関すること。

## 鳩ヶ谷衛生センター

粗大ごみの受理及び搬入指導、し尿処理施設の運転管理、し尿の収集運搬及び手数料の徴収、市内公衆便所の維持管理に関すること。

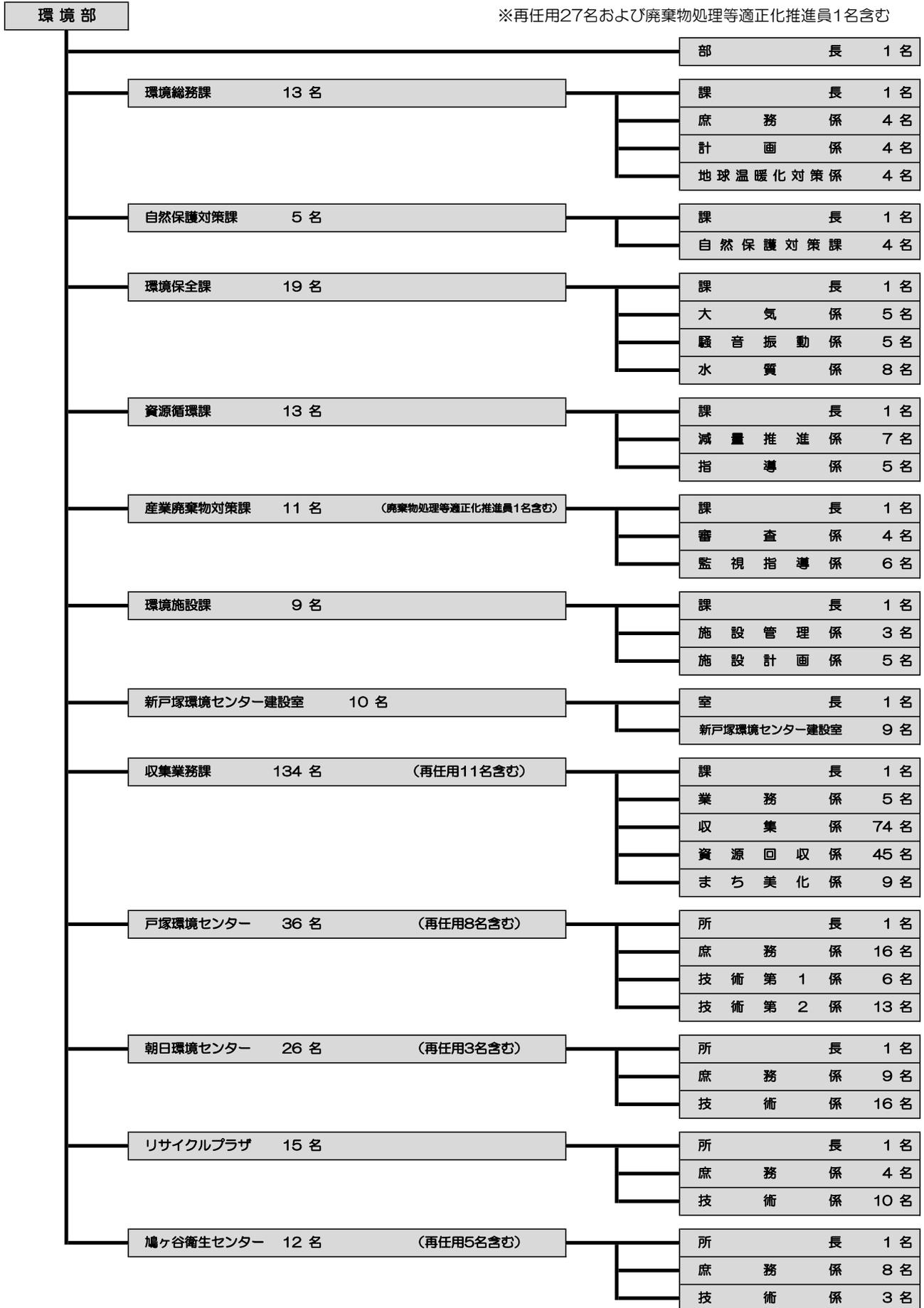


川口市ごみ減量キャンペーン  
キャラクター「ごみまる」

# 環 境 部 組 織

令和7年4月1日現在 総職員数304名

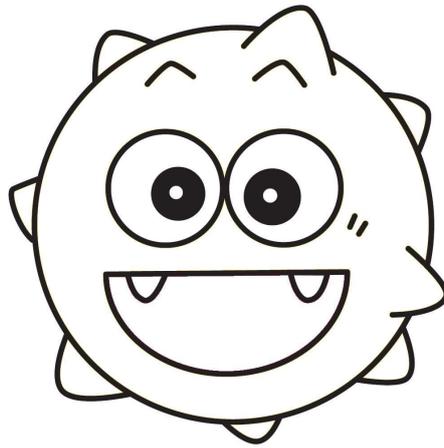
※再任用27名および廃棄物処理等適正化推進員1名含む



# 17 施設配置図



- 川口市役所 . . . . . 川口市青木2丁目1番1号
- 戸塚環境センター（焼却・破碎処理）. . . . . 川口市藤兵衛新田290番地
- 朝日環境センター（焼却処理）
- リサイクルプラザ（資源化处理）
- }. . . . . 川口市朝日4丁目21番33号
- 収集業務課（青木収集事務所）. . . . . 川口市青木3丁目16番1号
- 鳩ヶ谷衛生センター（し尿処理）. . . . . 川口市八幡木3丁目18番地の11



ごみ減量キャンペーンキャラクター「ごみまる」

## お 問 い 合 わ せ

地球温暖化対策に関すること	環境総務課	☎048-228-5376
自然保護対策に関すること	自然保護対策課	☎048-229-6735
公害、浄化槽に関すること	環境保全課	☎048-228-5389
ごみに関する総合情報	資源循環課	☎048-228-5370
産業廃棄物に関すること	産業廃棄物対策課	☎048-228-5380
施設整備計画に関すること	環境施設課	☎048-228-5383
新戸塚環境センターの整備に関すること	新戸塚環境センター建設室	☎048-229-6460
家庭ごみの収集	収集業務課	☎048-251-1174
粗大ごみの収集受付	収集業務課（受付専用）	☎048-251-1111
ごみステーションの不法投棄	収集業務課（まち美化係）	☎048-446-7525
ごみの自己搬入	戸塚環境センター	☎048-295-0131
	朝日環境センター	☎048-228-5300
	鳩ヶ谷衛生センター	☎048-281-5043
	（受付専用）	☎050-3146-8953
資源物の搬入、リサイクルプラザの 見学、サンアール朝日	リサイクルプラザ	☎048-228-5306
し尿の収集	鳩ヶ谷衛生センター	☎048-281-5043

発行年月 令和7年8月

編集・発行 川口市環境部資源循環課

〒332-0001 川口市朝日4-21-33

TEL 048-228-5370

FAX 048-228-5322